

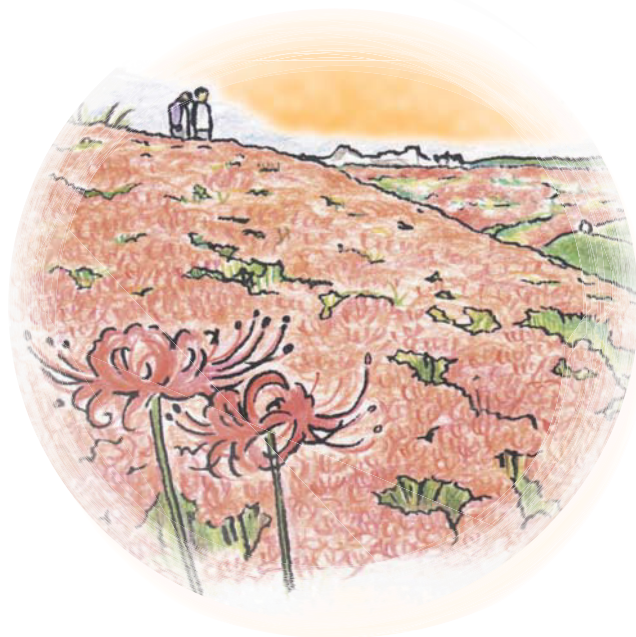


ゼロカーボンシティに向けたスタートの10年

第2次

半田市環境基本計画

2021▶2030



令和3(2021)年3月

半田市

目次

第1章 環境基本計画とは	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の基本的事項	3
3. 前計画の取り組みと成果	5
4. 計画の構成	9
第2章 めざす環境	10
1. 計画の基本理念	10
2. めざす環境の将来像	12
3. 実現に向けた取り組みの5つの柱	13
第3章 将来像を実現するための取り組み	14
1. 施策の体系	14
2. 重点となる取り組み	15
3. 取り組みの5つの柱	17
柱1 ゼロカーボン社会	17
1-1 脱炭素社会へ移行する	18
1-2 気候変動に備える	21
柱2 資源循環社会	22
2-1 3Rを推進する	23
2-2 廃棄物を適正に処理する	25
柱3 自然共生社会	26
3-1 身近な自然を保全・創出する	27
3-2 生物とその生息環境を守る	29
柱4 安心・快適社会	31
4-1 きれいな水や大気を確保する	32
4-2 農畜産業の環境対策を推進する	34
4-3 快適な暮らしを確保する	36
柱5 協働	38
5-1 環境を学び、行動する人を増やす	39
5-2 多様な主体の協働を進める	41
第4章 半田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	43
第5章 半田市生物多様性地域戦略	53
第6章 計画の推進・進行管理	58
1. 計画の推進体制	58
2. 計画の進行管理	59
参考資料	60

第1章 環境基本計画とは

1. 計画策定の背景

本市は、南吉童話にも描かれた美しい里山や海・川に代表される豊かな自然を背景に、醸造等の伝統産業、重要港湾に指定されている衣浦港を拠点とした製造業等を中心に発展し、固有の文化と歴史を育んできました。産業・経済の発展に伴い人口は、昭和40年代頃から始められた土地区画整理事業による安定した宅地の供給や、市街地における高層共同住宅の建設、臨海地帯に進出した企業や中部国際空港関連の従業者の定住化等により増加してきましたが、平成22（2010）年度にピークを迎えて横ばい状況にあり、今後は減少する傾向になると見込まれます。

本市では、公害発生源の規制を主としていた公害防止条例に環境に関する新たな課題を盛り込んだうえで、他の環境保全等に関する条例を整理・統合した「半田市環境保全条例」を平成19（2007）年3月に制定しました。平成21（2009）年度には半田市環境保全条例に基づき「半田市環境基本計画」を策定し、さらに平成26（2014）年度には計画の改定を行い、豊かな自然と文化を生かしつつ、思いやりをもって、安全で美しく快適なまちに育て、次の世代に良好な環境を引き継ぐため、これまで環境行政を推進してきました。

計画改定から7年が経過し、環境を取り巻く問題は大きく変化するとともに、ますます複雑・多様化しており、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの削減など新たな課題への対応も求められています。さらに近年、気候変動に関する国際枠組条約であるパリ協定の採択など、脱炭素社会への移行が大きな課題となっており、本市においても2050年CO₂排出量実質ゼロに挑戦する「ゼロカーボンシティ」への表明を令和2（2020）年に行いました。また、国の第五次環境基本計画において「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する取り組み」として、日本版のローカルSDGsである「地域循環共生圏」が打ち出され、地域で推進していくことが求められており、本市においても、環境・経済・社会のそれぞれの課題に対し、統合的に対応することをめざしていく必要があります。

このような中、「半田市環境基本計画」に掲げた目標年次を迎えるに当たり、本市を取り巻く課題や社会情勢に対応した総合的な取り組みの検討が必要となっています。

以上のことから、半田の地域資源や市民・事業者の力を活かし、環境・経済・社会の3側面の統合的向上により、地域の環境向上と持続可能なまちの実現をめざすとともに、ゼロカーボンシティに向けたスタートの10年となる「第2次半田市環境基本計画」を策定します。

「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」への挑戦

～2050 年に向けて、取り組むこと～

私たちの暮らしは、昔に比べ便利で快適なものになりました。しかし、それは同時に地球温暖化という大きな環境問題をもたらしました。止まらぬ温暖化による豪雨や猛暑等による被害が各地で頻発し、もはや気候変動ではなく気候危機という状況にあります。

地球温暖化対策は、世界が一つとなり同じ目標に向かって取り組むことが重要であり、平成 27（2015）年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を 2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されました。また、平成 30（2018）年に公表された I P C C（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、『気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年頃までに二酸化炭素（CO₂）の実質排出量をゼロにする必要がある』と示されており、ゼロカーボンへの取り組みは喫緊の課題です。

この目標達成に向け、地方公共団体、民間企業、N P O 等のノン・ステート・アクターによる脱炭素社会に向けた取り組みが急速に広がっています。令和元（2019）年 12 月には、小泉環境大臣から地方公共団体での取り組みの重要性が示されました。今まさに、私たち一人ひとりが地球規模の問題を地域レベルで捉え、地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

こうした国内外の脱炭素社会をめざす機運の高まりを受け、本市でもより一層市民・事業者とともに脱炭素社会に向けて取り組みを進めていくという決意から、S D G s 施策の柱として、2050 年までに CO₂ 排出量実質ゼロにすることをめざす、「ゼロカーボンシティ」を令和 2（2020）年 2 月 20 日に表明しました。

本市は、これまでも太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの普及啓発を進めてきましたが、CO₂ 排出量をゼロにするというのは容易ではありません。まずは、省エネの徹底など、身の回りのできることから、一人でも多くの方が環境への関心を持ち、全市的な動きを作ることが重要です。一人ひとりの生活様式や意識の変化が、将来の世代に豊かな自然環境と良好な環境を引き継ぐために大切になります。さらに、地域特性を活かし、生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等を活用したバイオガス発電施設による地産地消型の電力供給や、市内の木質バイオマス発電のエネルギー利用など、再生可能エネルギーの活用により、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量ゼロをめざします。

令和 2（2020）年の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大は、人々の生活と行動や価値観を一変させました。新型コロナウイルスに対応しながら、持続可能な社会の実現に向け、ゼロカーボンへの挑戦を市民・事業者と共有し、次の 10 年に向けて新たな一歩を踏み出し、わがまち半田の未来をともに創っていきます。

2. 計画の基本的事項

1) 計画の目的と位置づけ

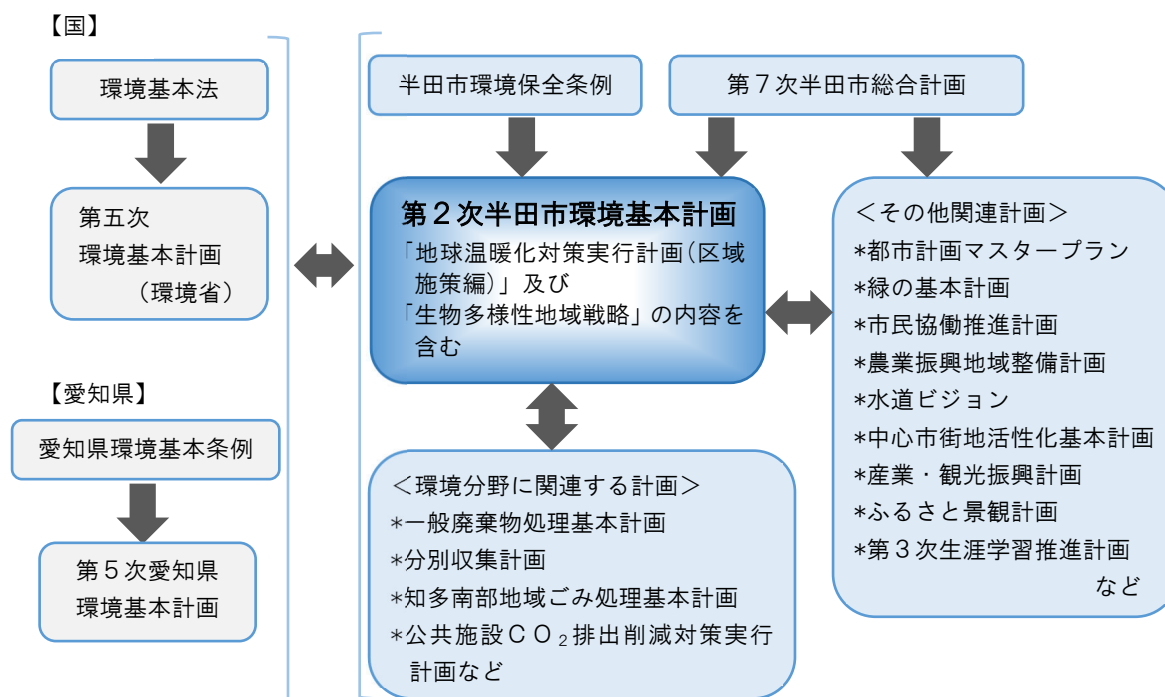
第2次半田市環境基本計画は、「半田市環境保全条例」に基づき、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、次のような役割を果たします。

- ① 生活環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- ② 生活環境の保全に関連する施策の整理・検討を行い、総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにします。
- ③ 半田市環境保全条例で定められた市・事業者・市民それぞれの責務に関する目標や具体的な取り組みなどを明らかにします。
- ④ 生活環境の保全に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど、環境基本計画の進行管理の体系を示します。

本計画は、第7次半田市総合計画に基づき策定するとともに、他の計画との整合性を図るものとします。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」の内容を含むものとします。

■他の計画や施策等との関係



2) 市民・事業者・行政の基本的役割

本計画に掲げた基本理念や目標を達成するためには、市民・事業者・行政それぞれが計画の推進主体となります。各主体は、次のような役割を担うとともに、すべての主体が協働して取り組む必要があります。

市民 の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活と環境との関わりについての理解を深める ・一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であると自覚し行動する ・今までのライフスタイルを見つめ直し、主体的に考え、自ら環境負荷の低減に努める ・地域社会の一員として、身近な自然や歴史的・文化的資源を大切にす ・地域の環境保全活動や環境学習等へ積極的に参加する ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する
事業者 の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・製造、輸送、販売、廃棄など事業活動が環境に負荷を与えていることを再認識する ・企業の社会的責務の一つとして、環境保全に向けた体制整備や社員教育を進める ・持続可能な消費と生産を促進し、環境配慮経営を行う ・企業の成長とともに、循環型都市の発展に貢献する ・地域社会の一員として、良好な地域環境づくりに積極的に参加する ・市民や事業者同士が連携・協力して環境保全に取り組む ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する
行政 の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載された事業の適切な進行管理と必要に応じた柔軟な見直しを行う ・施策の構想、計画、実施の各段階で環境への配慮を盛り込み、計画目標の達成をめざす ・積極的に情報発信・呼びかけを行い、環境保全及び創造に関する市民・事業者のきっかけづくり、意識高揚に努める ・推進主体となる市民・事業者等とのパートナーシップを形成し、環境保全のため取り組む ・一事業者として、自らの事務事業を遂行するうえで、率先して環境負荷の低減を図る

3) 計画の対象と期間

① 計画の対象

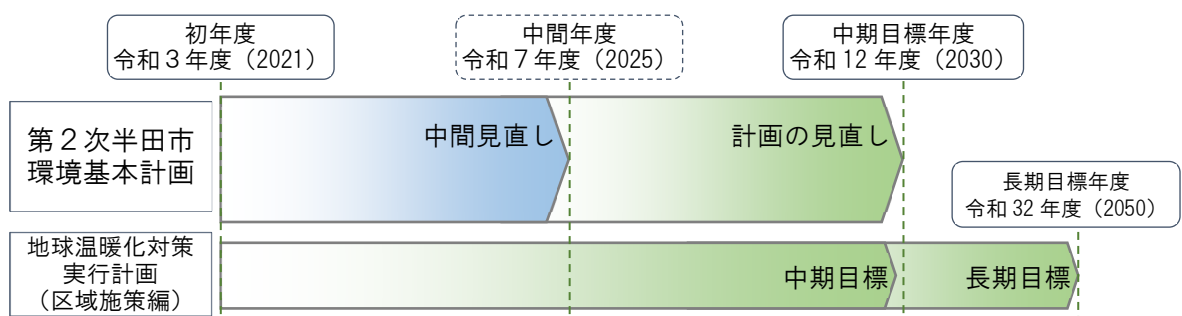
対象地域は、本市全域とします。

対象とする環境の範囲は、地球環境、廃棄物・リサイクル、自然環境、生活環境・快適環境に関連する項目とします。

② 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度として、令和12（2030）年度を目標年度とする10年間です。中間年度である令和7（2025）年度に社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行います。

また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標については、計画の目標年度である令和12（2030）年度を中期目標年度、令和32（2050）年度を長期目標年度とします。



3. 前計画の取り組みと成果

第1次半田市環境基本計画では、5つの柱と13の方針により環境施策を推進してきました。

柱ごとに、これまでの取り組みの成果、指標・目標の達成状況をまとめました。

柱1 ひとにやさしく、快適な環境で安心して暮らせるまち

- 大気汚染や水質汚濁、騒音・振動等の監視や、事業所への監視・指導や環境保全協定の締結等の公害対策を進めた結果、大気等は良好な状況となっています。
- 下水道の整備と合併処理浄化槽の設置による生活排水対策が着実に進み、河川の水質改善につながっていますが、矢勝川では季節により水質汚濁の状況が見られます。
- 畜産臭気問題については、大同大学との共同研究の成果を利用して、市内畜産施設の臭気測定と、畜産農家への監視指導及び臭気対策支援を継続的に行い、臭気改善を推進しています。
- 畜産臭気低減策として、生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等をメタン発酵してバイオガス発電を行う「半田市バイオマス産業都市構想」を計画的に推進しています。臭気に対する市民評価は向上していますが、目標には達していません。
- ペットのフン害など日常生活環境に対しては、市民を巻きこんだフンの放置防止対策として、イエローチョーク&イエローカード作戦を実施しました。また、増えつつある野良猫問題への対応を協働による地域猫活動として始めるなど、快適な生活環境の確保に努めました。

◆指標・目標の達成状況

指標名		基準値 (H24)	現状値 (R1)	目標値 (R2)
大気汚染に係る環境基準達成率(%)	二酸化硫黄	100	100	100
	二酸化窒素	100	100	100
	浮遊粒子状物質	100	100	100
	ダイオキシン類	100	100	100
河川のBOD (mg/l)	神戸川	8.8	4.8	5.0
	矢勝川	8.2	9.6	5.0
	阿久比川	2.0	2.3	2.5
	十ヶ川	1.9	1.8	2.0
	稗田川	9.7	5.5	5.0
公共下水道 (%)	人口普及率	84.2	89.1	89.1
	整備率(市街化区域内)	82.9	96.1	96.5
悪臭がなく空気がきれいと思う市民の割合 (%)		51.2 (H25)	61.0	80.0



簡易臭気測定器による簡易測定



イエローチョークとイエローカード

柱2 地球環境を守り、持続可能な社会を目指すまち

- 市民・事業者・行政が協働し、地球温暖化対策に取り組んできました。市内では住宅用太陽光発電システムの導入も進んでいます。
- 市民意識調査によると、地球温暖化対策の重要性が十分認識されています。
- 半田農業高校の生徒と協働で緑のカーテン講座を実施し、家庭での緑のカーテン普及に取り組みました。
- これまで2か所の大型木質バイオマス発電施設が稼働しており、令和3(2021)年度からは「半田市バイオマス産業都市構想」に基づいて、生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等のメタン発酵によるバイオガス発電施設も稼働します。
- ごみ減量化の普及啓発や、使用可能な家具などの再利用を促すイベント「もったいないバザール」、資源の分別回収の強化など、市民との協働により、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進に取り組んできました。
- 市民1人1日当たりごみ量は、他都市と比べると依然多い状況ではありますが、全体として減少傾向にあります。
- 各自治区から推薦された「ごみ減量等推進員(3Rアドバイザー)」とともに、ごみ減量意識の啓発を図りました。

◆指標・目標の達成状況

指標名		基準値 (H24)	現状値 (R1)	目標値 (R2)
1世帯当たりの年間使用量	電気(kWh)	5,436	4,610	5,000
	都市ガス(m ³)	405 (H22)	-	360 (H30)
環境配慮型住宅用設備の導入件数(累計数)	太陽光発電システム	1,428	3,961	4,000
	高効率給湯器	5,071	9,428	10,100
家庭部門CO ₂ 排出量 (千トンCO ₂)		180 (H22)	159 (H29)	153 (H30)
市民1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	総ごみ量	992	936	846
	生活系ごみ	599	578	510
リサイクル率(%)		24.1	22.7	27.4
エコ事業所登録数(累計数)		89	173	300
エコファミリー登録世帯数(累計数)		515	1,846	2,500



小学校での緑のカーテン



もったいないバザール

※3Rとは

3Rとは、次の3つの言葉の頭文字をとったものであり、その優先順位として、あくまでもRecycle(リサイクル)は最後の手段とし、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)を優先して推進することとしています。

- ① Reduce(リデュース) ▶▶ごみになるものを減らす
- ② Reuse(リユース) ▶▶繰り返し使用する
- ③ Recycle(リサイクル) ▶▶再資源化する

柱3 豊かな自然を守り、自然と共生するまち

- 雁宿公園の再整備や、ため池等の親水性に配慮した維持管理、新美南吉記念館の自然環境に配慮した取り組み等を進め、潤いのある水・緑空間の確保につなげました。
- 市民意識調査でも市民の緑の豊かさや公園に対する評価が高い状況です。
- 有脇・乙川地区では、外来魚の駆除とため池の清掃等を目的として「かいどり活動」を継続的に実施しました。
- 河川やため池に生息する水生生物調査を市内小中学校の教員の協力を得て実施したり、「はんだ水辺マップ」の作成・配布、特定外来生物に関する啓発など、生物多様性の保全に関する取り組みを進めてきました。
- 外来生物駆除については、市民意識調査によると多くの市民が協力の意向を示しています。
- 農家の高齢化や離農等により耕作放棄地が増加しているため、耕作放棄地の有効活用を図るとともに、学校給食への地元農産物の使用など、環境面からの農業振興を支援してきました。

◆指標・目標の達成状況

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R 1)	目標値 (R 2)
1人当たりの公園・緑地面積 (㎡/人)	6.2	8.5	8.5
耕作放棄地の面積 (ha)	29.3	33.4	20.0
市民農園の面積 (㎡)	26,297	27,757	27,757



水生生物調査

柱4 美しいふるさとと、歴史や文化を大切にすまち

- 半田運河周辺の景観整備、風景コンテストや観光イベントの開催、SNSを活用したPRを進めるとともに子どもへの景観学習等を実施し、美しく半田らしい景観の整備や歴史的・文化的環境資源の保全・継承を進めてきました。
- 事業者等との協働によるごみゼロ運動にも取り組んでいます。
- 七本木池公園は自然環境を活かした親水性のある公園として、また、雁宿公園は、桜や紫陽花、紅葉、寒椿など様々な植物から季節を感じることのできる公園として、多くの方々の憩いの場として利用されています。
- 任坊山公園の宮池エリアは、池の北側に親水デッキを設置し、宮池の周りにぐるりと遊歩道を設けた水に親しめる公園に生まれ変わりました。

◆指標・目標の達成状況

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R 1)	目標値 (R 2)
まち並みがよく調和していると思う市民の割合 (%)	41.1	68.1	50.0
1人当たりの公園・緑地面積 (㎡/人)	6.2	8.5	8.5



半田運河周辺

柱5 みんなで環境を守り育てるまち

○子どもたちに3つの自然（海・森・川）の中での環境学習や保育園・学校等への出前講座、地域や企業と連携した「学校・地域連携環境学習推進事業」など、市民・事業者等との連携による環境学習を継続的に進め、多様な環境学習の場を創出してきました。

○はんだ環境パートナーシップ会議は、市民、事業者及び行政が連携・協働して、環境まちづくりを推進する組織として、環境基本計画の進捗状況の点検・評価や、環境保全の普及啓発ポスターコンクール事業等に取り組みました。また、市内公共施設の美化及び保全のために公共施設アダプトプログラムを推進し、市民、事業者及び行政のパートナーシップに基づいて環境美化活動も進めてきました。

◆指標・目標の達成状況

指標名		基準値 (H24)	現状値 (R 1)	目標値 (R 2)
環境学習イベントの参加人数(人)		538	1,185	1,500
アダプト プログラム	登録者数(人)	7,383	7,077	9,400
	登録団体(団体)	181	183	250
環境保全活動に 参加したことが ある割合(%)	市民	13.3 (H25)	58.4	50.0
	事業者	33.9 (H25)	63.2	50.0



亀崎海岸での自然観察会

コラム

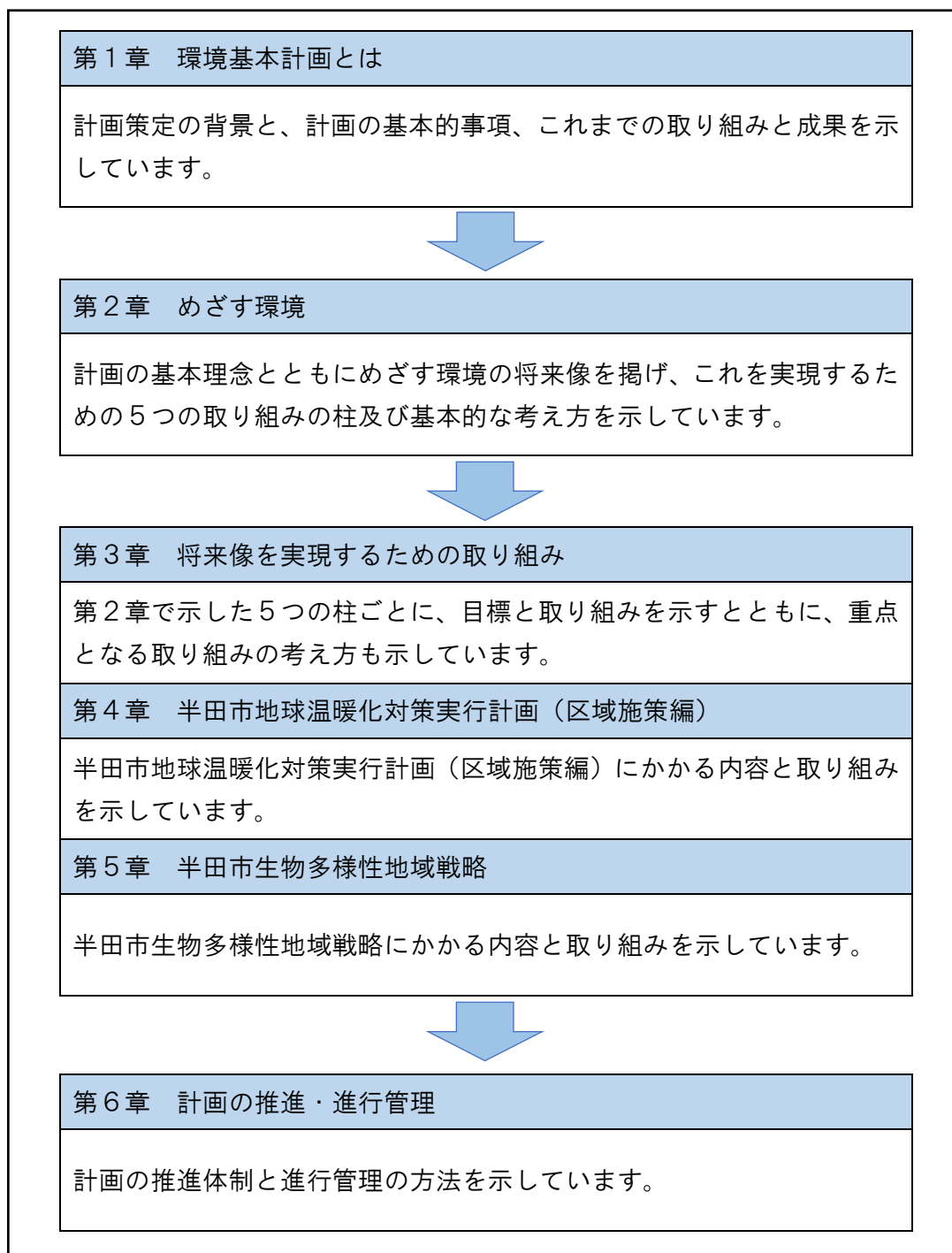
温室効果ガス、2050年に実質ゼロ 菅首相が表明

菅首相が令和2(2020)年10月26日に召集された臨時国会における所信表明演説で、温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする目標を表明し、具体的な達成時期を初めて明示しました。その中で、菅首相は次世代型太陽電池や、CO₂を再利用する「カーボンリサイクル」の研究開発を支援する方針も示しています。

4. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

■第2次半田市環境基本計画の構成



環境課題の解決、そして 脱炭素化、ゼロカーボンシティの実現へ

第2章 めざす環境

1. 計画の基本理念

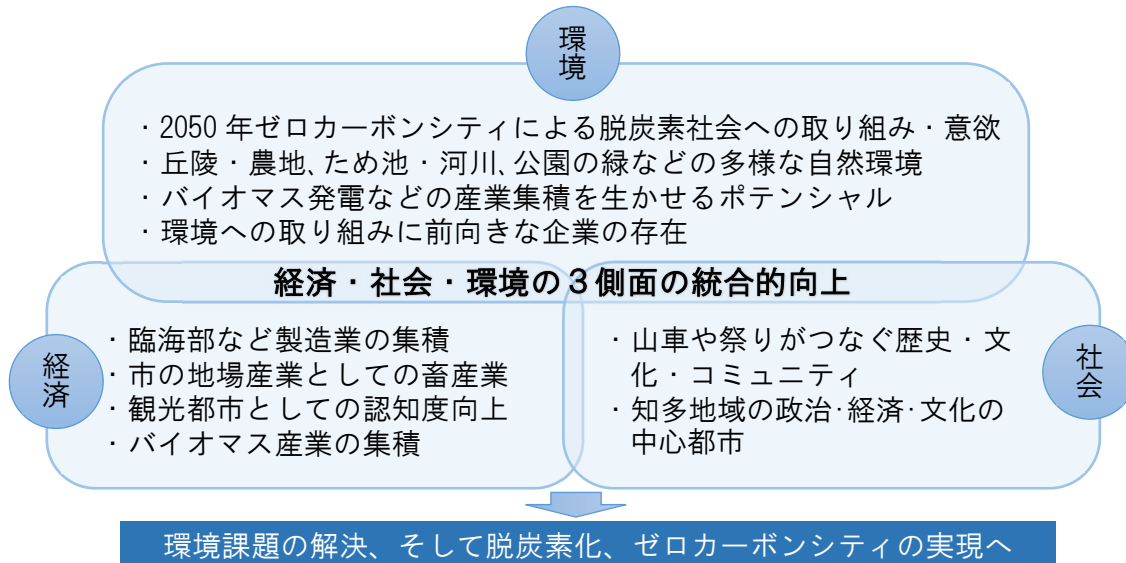
私たちの暮らしや産業活動に伴って発生する環境問題は、地域や地球の将来にとって重要な課題となっています。環境を取り巻く状況は近年大きく変化し続けており、気候変動への適応、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの削減など新たな課題への対応にも取り組むことが必要です。特に地球規模の温暖化は世界共通の問題として、世界が脱炭素化に向けた大きな一歩を踏み出しており、本市も「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、市民・事業者・行政が一体となってCO₂排出量実質ゼロに挑戦していきます。

また、快適な市民生活を維持し、本市の自然や良好な環境を将来にわたって継承していくことは、次世代に対する私たちの責務です。「公害なく安心して暮らせるまち」の実現に向けて、良好な大気・水環境等の確保による地域環境の保全に取り組むとともに、本市の豊かな自然を守っていきます。

国連においては、すべての国、あらゆる主体が持続可能な社会の実現のために、令和12(2030)年を目標として取り組むSDGs(持続可能な開発目標)を定めました。SDGsには、17のゴールが設定されています。SDGsの考え方をもとに、地域資源や市民・事業者の力を活かし、市民・事業者・行政それぞれが、環境について考え、行動するとともに、3者が協働して、環境・経済・社会の3側面を向上させる環境に配慮した持続可能なまちの実現に向けて、挑戦し続けていきます。

本計画では、このような問題意識のもとに、次の3項目を基本理念として掲げます。

1. 自ら進んで環境への負荷を低減し、地球温暖化に向き合い「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」の実現をめざします。
2. 「公害なく安心して暮らせるまち」をめざして、継続的に取り組みを展開するとともに、豊かな自然を守り育てます。
3. 市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たすとともに、協働により、環境に配慮した持続可能なまちの実現に果敢に挑戦し続けます。



コラム

SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、社会・経済・環境の様々な課題等に総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしています。

国の「第五次環境基本計画」(平成30 (2018) 年4月閣議決定)においても、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとしたうえで、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則としてSDGsの考え方が組み込まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

2. めざす環境の将来像

基本理念を踏まえ、今後10年間でめざす環境の将来像を定めます。

環境を守り 未来へつなぐ脱炭素のまち・はんだ

私たちのまち半田は、山車、蔵、赤レンガなど歴史的・文化的資源が数多く存在するまちであり、南吉童話にも描かれた美しい里山や海・川に代表される豊かな自然環境を有するまちでもあります。これらの地域資源は本市の環境を支えるものであり、それは学ぶべき先人たちの情熱と挑戦する心（＝チャレンジ精神）から生まれたものです。

産業面では、酒や酢、味噌等の醸造業や知多牛に代表される肉牛や乳用牛等の畜産業、自動車関連産業や航空宇宙産業等をはじめとする衣浦臨海工業地帯の製造業などが地域経済を支え、近年は木質バイオマス発電施設が複数立地するなどの動きもあり、今後も環境保全と地域経済との統合的な発展や活性化が必要です。

上位計画である第7次半田市総合計画においては、将来の都市像を「チャレンジあふれる都市・はんだ」として今後10年間を歩みます。

市民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、豊かな自然と共生した持続可能なまちをめざし、市民・事業者・行政が協働し、環境に配慮した取り組みを積極的に推進するとともに、かけがえのない地球を守るため、地球温暖化対策に果敢に取り組み「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」に向けて第一歩を踏み出します。

3. 実現に向けた取り組みの5つの柱

本計画の基本理念のもと、めざす環境の将来像を実現するため、5つの取り組みの柱を定めます。柱5「協働」は、他の4つの柱に共通し、基盤となるものです。

柱1 ゼロカーボン社会

省エネルギー推進や再生可能エネルギー利用拡大などにより、温室効果ガスの大幅な排出削減を図るとともに、気候変動への適応を進め、脱炭素化を通じてゼロカーボン社会の実現をめざします。

柱2 資源循環社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の仕組みを見直し、リデュース・リユース・リサイクルの3Rと廃棄物の適正処理により環境への負荷を低減し、資源循環社会づくりを進めます。

柱3 自然共生社会

公園や水辺など身近な自然に親しみふれあえる場を創出するとともに、河川・ため池・農地等の自然環境を保全し、生物多様性の保全と生態系の適正な維持を図り、自然共生社会づくりを進めます。

柱4 安心・快適社会

公害防止の徹底や、悪臭などのないきれいで良好な生活環境の維持・保全を図るとともに、半田らしい良好な景観の保全・形成を進め、安心・快適社会づくりを進めます。

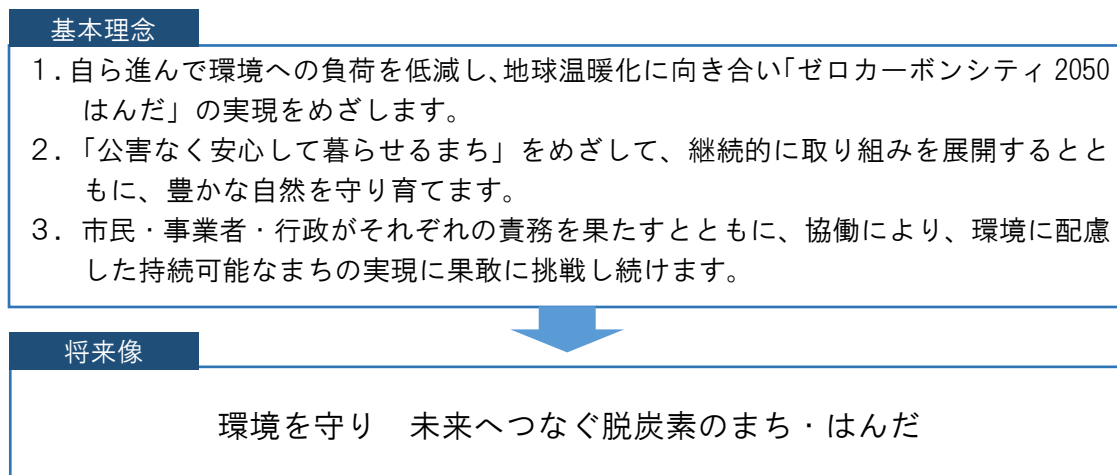
柱5 協働

市民一人ひとりが環境学習を通じて環境への理解を深めるとともに、市民・事業者・行政のすべてが主体的に環境保全活動に取り組み、ふるさとの環境をみんなで守り育てます。

第3章 将来像を実現するための取り組み

1. 施策の体系

本計画においては、環境の将来像を実現するため、5つの柱と11の方針に基づき、取り組みます。そのため、市民・事業者・行政それぞれの責務としての役割を明確に示したうえで、3者による協働の取り組みにより効果的に推進します。



取り組みの5つの柱 取り組みの方針 主に関係するSDGs

取り組みの5つの柱	取り組みの方針	主に関係するSDGs
1 ゼロカーボン社会	1-1 脱炭素社会へ移行する	7 再生可能エネルギー、7.2 公正な移行、13 気候変動に具体的な対策を
	1-2 気候変動に備える	7 再生可能エネルギー、7.2 公正な移行、11 気候変動に備える
2 資源循環社会	2-1 3Rを推進する	12 つくばない減らす、9 産業と資源効率の向上、14 海の豊かさを守ろう
	2-2 廃棄物を適正に処理する	11 気候変動に備える、12 つくばない減らす
3 自然共生社会	3-1 身近な自然を保全・創出する	15 陸の豊かさも守ろう、14 海の豊かさを守ろう、11 気候変動に備える
	3-2 生物とその生息環境を守る	15 陸の豊かさも守ろう、14 海の豊かさを守ろう、4 質の高い教育をみんなに、13 気候変動に具体的な対策を
4 安心・快適社会	4-1 きれいな水や大気を確保する	3 ついては人にやさしく、6 清潔な水と衛生を、11 気候変動に備える、14 海の豊かさを守ろう
	4-2 農畜産業の環境対策を推進する	9 産業と資源効率の向上、15 陸の豊かさも守ろう
	4-3 快適な暮らしを確保する	11 気候変動に備える、15 陸の豊かさも守ろう
5 協働	5-1 環境を学び、行動する人を増やす	4 質の高い教育をみんなに、17 パートナーシップで目標を達成しよう
	5-2 多様な主体の協働で進める	17 パートナーシップで目標を達成しよう、12 つくばない減らす

2. 重点となる取り組み

1) 重点となる取り組みの役割と視点

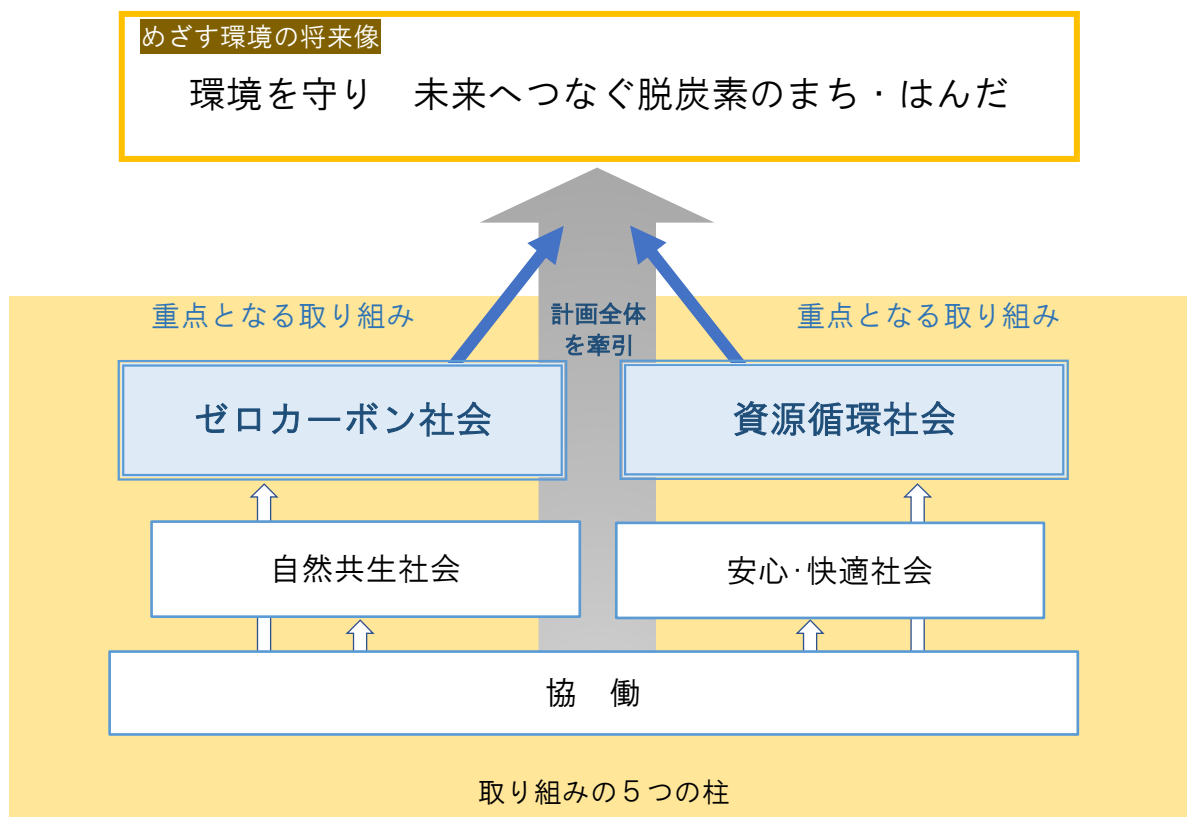
本市がめざす将来像と目標を実現していくためには、SDGsの考え方から、複数の課題を統合的に解決し、環境面だけでなく社会面や経済面もあわせた統合的な向上をめざしていくことが求められます。またそのためには、様々な主体の連携や協働により、全市一体となった取り組みを推進していく必要があります。

本計画では基本理念の下に5つの柱を掲げ、総合的な施策を展開していきますが、より重要度が高く優先的に取り組むべき内容を「重点となる取り組み」として位置づけます。

【重点となる取り組みの視点】

- 本市の現状や社会的な動向から、早急かつ優先的に進めるべき取り組み
- 他の取り組みへの波及効果が高く、計画全体を牽引する取り組み
- 環境面だけでなく、経済面や社会面の課題の解決にも寄与できる取り組み
- 市民・事業者・行政の協働によって、一層の成果が得られる取り組み

以上の視点をもとに、5つの柱のうち、「ゼロカーボン社会」と「資源循環社会」の2つの柱について、本市において特に重点的な取り組みとして位置づけます。



2) 重点となる取り組みによって想定される効果

重点となる取り組みを進めることで、環境・経済・社会の統合的な向上が期待できます。取り組みによる主な効果は以下のとおりです。

ゼロカーボン社会	
環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスが削減され、地球温暖化が緩和されます。 ・ 市民や事業者に、環境配慮の意識向上と行動が広がります。 ・ 地域の未利用バイオマス資源を活用することで、地域での資源循環が進みます。
経済面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネにより家計や事業経営のコスト節減につながります。 ・ 省エネ機器や再生可能エネルギー設備の導入に伴い、市内での消費が増えます。 ・ エネルギーの地産地消の事業化に伴い、地域でお金が回り雇用が創出されます。 ・ 省エネや再生可能エネルギー等の環境ビジネスが活性化します。 ・ 環境配慮や脱炭素化に取り組む企業として、企業価値が向上します。
社会面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立したエネルギーシステムとして、災害時に再生可能エネルギーを活用することができます。 ・ 全市一体で共通課題としての脱炭素化に取り組むことで、市民・事業者・行政の協働の仕組みとつながりが生まれます。 ・ クールチョイスや省エネの一環として、車の利用を抑制して徒歩や自転車、公共交通機関を利用することで健康増進につながります。

資源循環社会	
環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却量削減等により温室効果ガスが抑制され、地球温暖化が緩和されます。 ・ プラスチック散乱による海洋等の生態系への影響が軽減されます。 ・ ポイ捨てが減少し、地域の環境美化や景観向上につながります。 ・ 市民や事業者に、環境配慮の意識向上と行動が広がります。
経済面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所のごみ処理コストが節減されます。 ・ エネルギーの地産地消の事業化に伴い、地域でお金が回り雇用が創出されます。 ・ 代替プラスチック製品開発など、新しい技術開発につながります。 ・ 環境配慮に取り組む企業として、企業価値が向上します。
社会面	<ul style="list-style-type: none"> ・ フードドライブによる生活支援など、福祉面でのサポートが進みます。 ・ 様々な活動を通して、地域のコミュニティが形成されます。

3. 取り組みの5つの柱

柱 1

ゼロカーボン社会



◆現状と課題

- 「ゼロカーボンシティ2050はんだ」へのチャレンジ
 - ・パリ協定など世界的動向として脱炭素社会への転換が求められており、本市もCO₂排出量実質ゼロに挑戦する「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。ゼロカーボンシティの実現に向けたスタートの10年として、果敢なチャレンジと、計画的かつ着実な対策による、温室効果ガスの大幅な削減が必要です。
 - ・「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けては、本市におけるCO₂排出量の半分以上を占める事業者からの削減を着実に推進することが不可欠ですが、同時に家庭部門や業務部門からの削減にも積極的に取り組み、脱炭素型の暮らしやライフスタイルの変革を進めていくことが必要です。
 - ・市民意識調査においては、地球温暖化対策の重要性が十分に認識されていることがわかりました。さらに「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けた本市の姿勢を市民や事業者にわかりやすく伝えることで十分な理解を促すとともに、それぞれができる地球温暖化対策の啓発と、効果の見える化、取り組み推進のための施策の充実が必要です。
- 市内で高まる再生可能エネルギーのポテンシャル
 - ・本市には2か所の大型木質バイオマス発電施設が立地・稼働し、再生可能エネルギーを創り出しています。また、令和3(2021)年には新たに生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等によるバイオガス発電施設が稼働予定であり、ますます再生可能エネルギーの利用可能性が高まります。温室効果ガスの大幅削減に向けて、市内で創られたエネルギーを市内で使う「エネルギーの地産地消」の推進が必要です。
- 「気候変動への適応」の必要性
 - ・大雨などの異常気象や自然災害の増加など気候変動による影響が顕在化していることに対して、温室効果ガスの削減と同時に、農業や防災減災、健康面での対策など、気候変動への適応も進めていくことが求められています。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
CO ₂ 排出量	総排出量	1,167千トンCO ₂ (H29)	1,077千トンCO ₂ (R5)	976千トンCO ₂ (R10)
	うち家庭部門	159千トンCO ₂ (H29)	119千トンCO ₂ (R5)	95千トンCO ₂ (R10)
	うち業務部門	187千トンCO ₂ (H29)	146千トンCO ₂ (R5)	114千トンCO ₂ (R10)
半田市役所におけるCO ₂ 総排出量		8,177トンCO ₂	6,747トンCO ₂ (R6)	5,013トンCO ₂
公共施設での太陽光発電の導入 (最大発電電力)		1,080kW	1,140kW	1,260kW
環境配慮型住宅用設備※ (助成利用)の導入件数(累計)		—	240件	540件

※環境配慮型住宅用設備：太陽光発電施設+HEMS+高性能外皮など(ZEH)、太陽光発電施設+HEMS+家庭用蓄電池または太陽光発電施設+HEMS+電気自動車等充給電設備など

1-1 脱炭素社会へ移行する



ゼロカーボンシティの実現に向けたスタートの10年とするため、国の動向を踏まえ、家庭や事業所での取り組みや、移動時の脱炭素化を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消に取り組みます。また、それらの市全体の環境配慮行動を牽引していくため、市が率先した行動を示し、脱炭素社会への移行をめざします。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
ゼロカーボンシティをめざす第一歩を踏み出します	「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンの策定	本市がめざすゼロカーボンシティの姿とそこに至る道筋、取り組み方針を示す「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンを策定し、広く市民に広報します。
家庭の脱炭素化を進めます	環境配慮型住宅用設備の導入	太陽光発電やHEMSの啓発や購入助成等により、ZEH等の環境配慮型住宅設備の導入を支援します。
	家庭部門CO ₂ 排出実態把握	家庭部門でのCO ₂ 削減を効果的に進めるため、本市独自の方法を含め、家庭部門の排出量を把握します。
	クールチョイスの推進	クールチョイス事業と連携し、イベント等での脱炭素型ライフスタイルに関する啓発活動を行います。
事業所等の脱炭素化を進めます	環境に配慮した事業活動の促進	脱炭素化に向けて、現在の環境保全協定の内容を見直すとともに、協定締結事業所や環境に配慮した取り組みを行う事業者の登録増加に努めます。
	中小事業者向け省エネ診断の受診促進	(一財)省エネルギーセンターが実施している中小事業者向けの省エネ診断や節電診断を受診するよう啓発し、診断結果に基づく対策を支援します。
	省エネや再生可能エネルギー調達100%化の普及啓発	RE100や再エネ100宣言RE Actionの取り組みに対応したメニューをはじめ、省エネや再生可能エネルギーに関する各種情報や国等の支援事業に関する情報を提供します。
	CO ₂ ゼロチャレンジ企業の情報収集・発信	RE100や再エネ100宣言RE Actionに取り組もうとする企業やCO ₂ ゼロチャレンジ企業の情報を収集し、その取り組み内容を発信します。

施策の方向性	主な施策	内容
移動における脱炭素化を進めます	環境配慮型自動車の導入促進と燃料充填設備の整備促進	電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）など環境配慮型自動車の普及啓発や購入助成を行うとともに、充電スタンドや水素ステーションの設置を支援します。
	公共交通機関の利用促進	地域の実情に応じたバス路線やダイヤの改善、新たな移動手段の導入を実施し、利便性向上を図ります。
	環境に配慮した自動車利用の推進	公共交通や自転車、徒歩など賢く使い分ける交通行動やエコドライブに関する情報提供や啓発を行います。
	JR武豊線の鉄道高架化	JR武豊線の鉄道高架化を進め、交通渋滞の緩和と円滑な交通を促進します。
再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みます	地域新電力事業の導入	エネルギーの地産地消、地域経済循環の促進をめざし、民間企業等と連携して、地域の再生可能エネルギーを活用した電力を調達し、市内公共施設や家庭などにその電力を供給・販売する地域新電力事業の実施について検討します。
	地域バイオマスのエネルギー資源としての活用促進	半田市バイオマス産業都市構想で調査した未利用地域バイオマスの活用方法を検討し、再生可能エネルギーへの変換を研究します。
市（行政）が率先して脱炭素化の行動を示します	公共施設におけるCO ₂ 排出削減対策の推進	「半田市公共施設CO ₂ 排出削減対策実行計画」に基づき、公共施設におけるCO ₂ 排出量の把握と削減対策を推進します。
	公共施設での再生可能エネルギーの利用促進	一般廃棄物最終処分場建設用地の他、小中学校や公民館等の更新に合わせ、太陽光発電システムを導入します。
	公共施設における再生可能エネルギー調達100%化の推進	市内公共施設におけるRE100導入の可能性について調査・検討し、環境に配慮した地域のエネルギー調達など再生可能エネルギーの利用を推進します。
	環境配慮型自動車の導入促進と災害時の活用	公用車における環境配慮型自動車（EV・PHV・FCV）の導入促進を図るとともに、災害時の非常用電源として活用します。
	公共施設への緑のカーテン設置	公共施設へ緑のカーテンを設置し、冷房負荷の軽減と省エネの推進に努めます。また、市民や事業者への普及促進を図ります。

◆各主体が取り組むこと

<p>市 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した家庭生活を実践します。 ・ 市が実施する家庭部門CO₂実態調査に協力します。 ・ 2030年代半ばを目途とするガソリン乗用車新車販売禁止を見据え、車を購入する際は、EVやFCVなどの環境配慮型自動車への乗り換えを検討します。 ・ 太陽光発電システムや太陽熱利用機器など再生可能エネルギーの導入に努めます。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と環境保全協定の締結や環境に配慮した取り組みを行う事業者の登録に努めます。 ・ 環境報告書による情報公表や、市民との話し合いの場の設置など事業活動に伴う情報提供を行います。 ・ 工場や事業所等における省資源や省エネルギー対策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。 ・ 省エネルギー型製品の開発・製造、販売促進を行います。 ・ 再生可能エネルギーを活用したサービスの開発や導入を促進します。 ・ エネルギー調達においては、契約時に環境配慮の視点もあわせて検討するなど、再生可能エネルギーの活用に努めます。 ・ 2030年代半ばを目途とするガソリン乗用車新車販売禁止を見据え、車を購入する際は、EVやFCVなどの環境配慮型自動車への乗り換えを検討します。

持続可能なまちづくりを進めていくには、地球温暖化の影響をくい止め和らげる「緩和策」に加え、地球温暖化によって既に起こっている影響に適応する「適応策」も重要です。

気候変動への適応を推進するため、気候変動の影響と適応策について情報収集するとともに、多様な主体との連携により、農畜産業の暑熱対策や災害対策、熱中症対策など、本市に關係の深い分野の適応策に取り組み、気候変動に備えます。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
多様な主体との連携により、気候変動適応策に取り組みます	気候変動への適応に関する情報収集	愛知県気候変動適応センターとの連携やポータルサイト等による情報を収集します。
	気候変動適応化計画の策定	気候変動に関わる実態把握や、自然災害・健康・産業・観光・教育など、各分野における適応策を検討し、気候変動適応計画の策定を検討します。
	適応策の情報提供・普及啓発	市民や事業者に対して、市ホームページや市報、イベント等を通して気候変動への適応についての情報提供や普及啓発を行います。

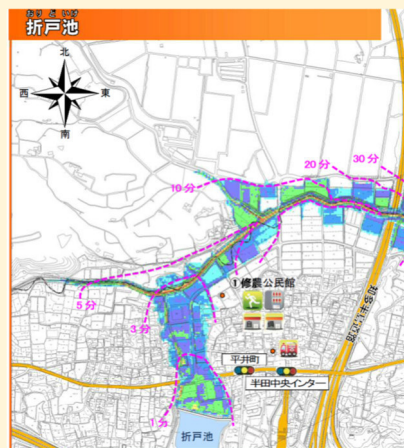
◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内の災害備蓄や、災害時の行動訓練の実施など、防災に関する準備に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めます。 災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアル作成に努めます。

【コラム】知っていますか？『気候変動への適応策』
～半田市ではハザードマップを作成しています～

「気候変動への適応策」とは、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させ、温暖化による悪影響を回避・軽減することです。地球温暖化対策には、CO₂排出量を減らす「緩和策」と、この「適応策」とがあります。

本市では、近年増加する自然災害から市民を守る「適応策」の一つとして「洪水ハザードマップ」「土砂災害ハザードマップ」「ため池ハザードマップ」を作成しており、市のホームページで閲覧・ダウンロードが出来ます。



図：ため池ハザードマップの一部抜粋
(浸水区域、浸水深、避難所の他にも洪水到達時間や土砂災害が発生する恐れが高い区域等が掲載されている)



◆現状と課題

● ごみ減量・資源リサイクルのさらなる推進

- ・本市のごみ量は減少傾向にあるものの、1人当たりの家庭系ごみ量は他都市と比べるとまだ多く、調査結果から生ごみの水切りが不十分であったり、資源の混入が多く見られたりする状況です。そのため、令和2(2020)年度の1人1日当たりの家庭系ごみ510gの目標は達成できない見込みで、いまだ十分な減量化・資源化の達成に至っていません。
- ・令和3(2021)年4月からは、さらなるごみ減量に向けて、ごみ処理にかかる費用の一部を市民が手数料として負担する家庭系ごみの有料化が始まります。家庭系ごみをさらに減量していくためには、生ごみの削減や資源分別の徹底などが必要であり、市民への効果的でわかりやすい普及啓発が望まれます。
- ・「半田市バイオマス産業都市構想」として、生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等を原料としたバイオガス発電によって発生した電気・熱・排ガス等を地域で利用する事業が令和3(2021)年度から始まります。資源の地域内循環に向けて今後もより一層の推進が期待されています。

● 求められる海洋プラスチックごみ対策と食品ロス対策

- ・プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題となっており、海に面する本市においても重要な課題として使い捨てプラスチックや散乱ごみの削減等に対応していくことが必要です。
- ・まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が全国的に問題となっています。本市においても、大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らしていくことが求められています。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名	現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
市民1人1日当たりのごみ排出量	936 g/人・日	890 g/人・日	860 g/人・日
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	578 g/人・日	510 g/人・日	450 g/人・日

資源の有効利用とCO₂削減をめざし、消費者としての使う責任と廃棄する責任を果たす循環型社会を構築するために、ごみの発生・排出抑制（リデュース）・製品等の再使用（リユース）・資源の再生利用（リサイクル）の3Rの取り組みを推進します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
家庭系ごみの減量化・資源化を促進します	家庭系ごみ減量化と資源分別の徹底	ごみの減量化とごみ処理費用の公平な負担を図るため、家庭系ごみの有料化を実施します。また、生ごみの水切りや資源の混入を抑制する啓発を行い、ごみの減量化と資源化を推進します。
	プラスチックごみ削減の啓発	プラスチックの過剰な使用の抑制と賢い利用について、愛知県と連携して普及啓発を行います。また、詰替製品やプラスチック代替製品の利用を促進します。
	食品ロスの削減の啓発	家庭からの食品ロスを減らすため、市民や事業者と連携したフードドライブを推進するとともに、3010運動や家庭での適切な食材管理等の普及啓発を行います。
	市民参加によるリユース・リサイクルの推進	再利用可能な粗大ごみの譲渡や交換、フリーマーケットでの再使用等の取り組みを支援します。
	資源化対象収集品目の拡大	国の動向等を勘案しつつ、硬質プラスチック製品や木製粗大ごみ等の資源化を検討します。
事業系ごみの減量化・資源化を促進します	事業系ごみ減量の啓発	事務所や中小事業所における分別の徹底など、ごみ減量化に向けた啓発を推進します。
	プラスチックごみ削減の啓発	プラスチックの過剰な使用の抑制と賢い利用について、愛知県と連携して普及啓発を行います。また、詰替製品やプラスチック代替製品の利用を促進します。
	食品ロスの削減の啓発	事業所からの食品ロスを減らすため、市民と連携したフードドライブを推進するとともに、3010運動の普及啓発を行います。
	バイオマス資源としての事業系一般廃棄物（厨芥類）の活用	半田市バイオマス産業都市構想に基づき、バイオガス発電事業の円滑な推進に向けた支援を行い、事業系一般廃棄物（厨芥類）をバイオマス資源として活用します。

◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要なものを買わない、簡易包装や詰替製品を優先的に購入するなど、ごみの減量に取り組めます。 ・ 買い物の際のマイバッグ持参、使い捨てプラスチックの使用抑制などに取り組めます。 ・ 買い物や調理時の工夫により、食品ロスの削減に努めます。 ・ リサイクルバザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、フリマアプリ等を利用し、製品の再使用に心がけます。 ・ ごみを分別して出す、地域の資源回収活動に協力するなど、ごみの減量と再資源化を推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動の見直し等により、事業所全体でのゼロエミッションをめざします。 ・ 繰り返し使える、または長く使える商品の開発、製造、販売に努めます。 ・ プラスチック製品の散乱防止と使用抑制に取り組めます。 ・ フードバンクや子ども食堂等を活用した余剰食品の有効活用について、多様な主体と連携・協力して食品ロス削減に貢献します。 ・ 事業系ごみの分別、生ごみのバイオマス資源としての再利用に努めます。

【コラム】知っていますか？資源・ごみ分別アプリ『さんあ〜る』

～半田市では、資源・ごみの分別方法の検索や収集日をお知らせする無料アプリを導入しています～

みなさんは毎日の生活の中で「今日は何のごみの日？」「ごみの分け方、出し方がわからない！」ということはありませんか。そんな時には、本市が導入している、資源・ごみの分別方法の検索や収集日をお知らせする機能が付いたスマートフォン用の無料アプリ「さんあ〜る」を、ぜひ活用してみてください。

その日回収するごみ、1週間の回収スケジュール、ごみの分別、公共資源回収ステーションの日程等を確認できます。また、公共施設などで行っている資源の拠点回収場所の地図情報も表示することができます。

アプリのダウンロード方法は市のホームページで紹介しています。

これであなたも、資源・ごみ分別の達人！



図：半田市資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の画面例

廃棄物を適正かつ効率的に処理し、環境負荷の低減を図るため、広域によるごみの適正処理の推進やごみ分別の啓発・指導、不法投棄防止対策などに取り組みます。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
廃棄物を適正に処理します	ごみ分別の啓発・指導	ごみ分別の啓発や、不適正な分別に対する指導を強化します。
	不法投棄防止対策の強化	不法投棄防止看板や監視カメラの設置、パトロールや普及啓発などにより、不法投棄を抑制します。
	広域ごみ処理施設の建設と適正処理の推進	知多南部広域環境センターの建設を進め、供用開始後は廃棄物を適正に処理します。
	一般廃棄物最終処分場の建設	一般廃棄物最終処分場の建設を計画的に進めるとともに、ごみ減量により最終処分場の延命化を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ごみと資源の分別を徹底します。 看板の設置や住民パトロールを行うなど、不法投棄の防止に地域ぐるみで対応します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 排出者責任により、事業系ごみを適正に処理します。 産業廃棄物はマニフェスト(廃棄物管理伝票)を利用し、適切に処理します。 製造者及び販売者の責任により、消費者から廃棄処分された商品を引き取り、適正に処理します。

【コラム】知っていますか？『知多南部広域環境センター』
～令和4年4月から知多南部2市3町のごみの広域処理がはじまります～

知多南部広域環境センターは、知多南部地域（半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町）で発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを処理するため、武豊町に建設される新たなごみ処理施設です。既存の3つのごみ処理施設を一か所に集約し広域処理することで、スケールメリットを活かした施設建設及び運営コストの縮減や、ダイオキシン対策などの高度な環境保全対策が可能となります。

- ・省エネ設備により使用電力を抑え、発生するCO₂を年間で1,980トン削減します。
- ・ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電します。発電で得た電気は施設で使うほか、余剰電力を売電し、社会全体のCO₂削減に貢献します。



知多南部広域環境センター（令和4年4月供用開始予定）



◆現状と課題

● 身近な自然としての公園緑地と水辺環境

- ・七本木池公園や任坊山公園の宮池エリアなど緑や水辺に親しめる公園等の整備を進めたことで、緑の豊かさや公園の多さに対する市民の評価も高まっています。
- ・しかし、1人当たりの公園・緑地面積は、全国平均と比較してまだ少ないことから、さらなる整備充実や、公園の多様な機能の向上が求められています。
- ・また、水辺とふれあう機会が少ない市民も多く、親しみやすい水辺環境の創出が求められています。

● 自然とのふれあいの継続

- ・河川やため池での水生生物調査や緑地での自然観察会等が市民や地域、団体等との連携によって定期的に行われており、今後も継続して、地域の自然と親しみふれあえる場や機会の創出が求められています。

● 生物の生息環境としての水辺の重要性

- ・本市には河川やため池等の水辺環境が多く存在しており、市民の身近な自然として、また生物の生育・生息空間として、重要な役割を果たしています。
- ・生物多様性の保全に向けては、水辺環境を中心とした希少種の保全や外来生物対策等の取り組みとともに、市民へのさらなる普及啓発が必要です。

● 農地の多面的機能の低下

- ・農家の高齢化や後継者不足等により市内の耕作放棄地が増加しており、生物の生育・生息環境や洪水調整機能など、農地が果たす多面的機能が低下しています。新規就農者の確保や後継者の育成支援、農業振興による農地保全が必要です。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
1人当たりの公園・緑地面積		8.5 m ² /人	8.7 m ² /人	9.0 m ² /人
地域の特性を活かした自然環境が確保されていると思う市民の割合		41.2 %	50 %	60 %
水生生物調査で確認された在来種の種数	河川	24種	24種	24種
	ため池	19種	19種	19種
耕作放棄地の面積		33.4 ha	31.8 ha	37.8 ha

3-1 身近な自然を保全・創出する



市民が身近な自然に親しみ、地域の自然を愛する心を育むため、河川やため池などの水辺環境やCO₂固定機能を持つ緑地などを保全・創出するとともに、自然観察会などを通じて身近な自然とふれあえる機会を創出します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
身近に自然と親しめる空間を創ります	自然環境に配慮した新たな公園整備	既存の自然を活かした（仮称）南廻間池公園等を整備します。
	自然環境に配慮したため池の整備・管理	ため池の改修等に当たっては、自然環境の保全再生に配慮した整備を行うとともに、適切に管理します。
	親水性に配慮した河川の整備	親水性整備が可能な河川の改修等に当たっては、親水性に配慮した整備を促進します。
	自然環境に配慮した施設管理の推進	新美南吉記念館等の施設の管理に当たっては南吉文学に描かれた里山環境の保全再生に配慮します。
	緑の保全・地域緑化の推進	公園・緑地の整備・保全及び適切な維持管理を行うとともに、まちなかの緑化を推進します。
	ビオトープの整備	学校等でのビオトープづくりを支援するとともに、ビオトープを通した身近な自然とふれあえる機会づくりに努めます。
自然とふれあえる機会を創ります	自然観察会の開催	市民活動団体等と協力して自然観察会を開催し、生物への理解の促進とふれあいの機会づくりに努めます。
	かいどり活動の実施支援	ため池の自然環境を保全再生するとともに、自然の大切さや面白さを体験できるかいどりに対して支援を行います。
	環境マップの作成	市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載したマップを作成します。

◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公園・緑地や水辺など、身近な自然を大切にします。 ・地域・庭先の緑化や緑のカーテンづくりなど、身近な緑化に努めます。 ・アダプトプログラムや自然観察会など、自然とふれあえる機会に積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や工場敷地の緑化に努めます。 ・緑地や水辺の保全・維持管理など、地域の自然環境の保全に積極的に参加・協力・支援します。

【コラム】知っていますか？ため池『かいどり（池干し）活動』

～半田市では、ため池の環境を整える活動をしています～

「かいどり」とは、ため池の水を抜いて底をさらう、池干しのことです。知多半島には大きな河川がなく、むかしから雨水を農業用水として利用するために多くのため池が作られ、現在も重要な役割を果たしています。

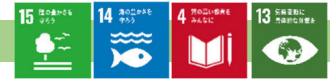
ため池は、農業用水の水源としての役割や多様な生物たちにとって大切な生活の場となる自然環境を創り出しています。

かつては、多くのため池で「かいどり」が行われていましたが、現在はほとんど行われなくなってきました。そこで、生態調査、外来種の調査と駆除、藻の駆除と清掃など、ため池の環境を整えることを目的として、市民や地域が主体となった「かいどり活動」が行われています。



写真：かいどり活動の様子

3-2 生物とその生息環境を守る



市内の豊かな生物多様性を守り育てるため、希少種や特定外来生物の生育・生息状況の把握と保全・保護対策を進め、生物の生育・生息環境である水辺や緑地等の自然を保全するとともに、生物多様性に貢献する農地の多面的機能を維持し、生物とその生息環境を守ります。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
在来種の保全と特定外来生物の対策を進めます	河川やため池における水生生物調査の実施	河川やため池における水生生物調査を実施し、その結果を公表します。また、市民活動団体の協力のもと、市内に生育・生息する希少種等の生物調査を実施します。
	特定外来生物の調査と適切な対応	生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある市内に生育・生息する特定外来生物の実態を把握し、駆除を進めるとともに、特定外来生物に関する情報提供・意識啓発を行います。
	かいどり活動の実施支援【再掲】	ため池の自然環境を保全再生するとともに、自然の大切さや面白さを体験できるかいどりに対して支援を行います。
生物の生息環境である自然を保全します	水辺空間における生物生息空間の確保	河川及びため池の改修等整備に当たっては、生物の生育・生息空間の確保に努めます。
	緑の保全・地域緑化の推進【再掲】	公園・緑地の整備・保全及び適切な維持管理を行うとともに、まちなかの緑化を推進します。
	広域連携による生態系ネットワークの形成	知多半島生態系ネットワーク協議会との連携により、広域連携による生態系ネットワークの形成を図ります。
農地の多面的機能を維持します	優良農地の確保	意欲のある農業者への農地の集積・集約化を進め、多面的な機能の確保を図ります。
	耕作放棄地の抑制	耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、農地の流動化を図り、担い手に農地利用を集積することで、農地の再生と地域の活性化を推進します。
	環境保全型農業の推進	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した循環型農業を推進します。
	ため池や水路等の地域資源の維持・修繕	ため池の防災機能の向上に努めるとともに、ため池や農業用水路を地域の共通資源として適切に管理する体制を整備します。

施策の方向性	主な施策	内容
	地産地消の推進	市内で生産される農産物のPRや直販所の開設等を通じて、地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減に貢献します。
	学校給食への地元農産物の使用	学校給食において、地元の農産物を取り入れ、農業のPRと食育を行います。

◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然に対する理解を深め、生物の生育・生息空間を大切にします。 ・外来魚の放流やペットの飼育放棄をしません。 ・特定外来生物に注意を払うとともに、発見した場合は適切な対処をします。 ・地域の農業に関心を持ち、地元の農産物を優先的に購入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動では、緑の保全や生態系への配慮に努めるとともに、環境に配慮した工法を用います。 ・緑地や水辺の保全・維持管理など、地域の自然環境の保全に積極的に参加・協力・支援します。 ・農地等の有効活用に努めるとともに、地域の農業を活性化します。 ・耕作放棄地の活用や地産地消の促進のための施策に協力・連携します。



◆現状と課題

● 「公害なく安心して暮らせるまち」への市民の期待

- ・臨海部に工業地域を抱える本市では、市民は「公害なく安心して暮らせるまち」に期待しています。事業所への規制強化や技術革新、環境保全協定の締結等により事業活動からの公害は減少していますが、引き続き環境負荷の低減を図ることが必要です。
- ・下水道整備の推進等により市内河川の水質浄化が進んでいますが、矢勝川では季節により水質の悪化も見られることから、原因究明とさらなる水質汚濁対策が必要です。
- ・水辺環境の水質に対する市民評価は低く、水質浄化対策とともに、市民へのわかりやすい情報提供が求められています。
- ・農業における農薬等による土壌への環境負荷が懸念されており、環境と配慮した持続的な農業を進めていくことが必要です。

● 畜産業からの臭気問題

- ・本市の地場産業である畜産業からの臭気問題は、長年の課題となっています。これまでも様々な臭気対策を進めてきましたが、さらなる対策を着実かつ継続的に推進し、市民の満足度を高めていくことが必要です。

● 市民の生活環境の美化

- ・ペットボトルや弁当容器等のポイ捨ては、まちの景観を損なうだけでなく、プラスチック製品が陸から川、海まで運ばれて海洋プラスチックごみとなり、世界的に問題化しています。
- ・市内では犬や猫のフン害への苦情が多く、地域では環境美化活動として市民協働による地域猫活動が行われていますが、活動に対する住民の理解が進んでいない状況です。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
大気や水質等に関する不安のない生活環境が保全されていると思う市民の割合		41.9 % (R2)	50 %	60 %
大気汚染に係る環境基準達成率	二酸化硫黄	100 %	100 %	100 %
	二酸化窒素	100 %	100 %	100 %
	浮遊粒子状物質	100 %	100 %	100 %
	光化学オキシダント	-	100 %	100 %
	ダイオキシン類	100 %	100 %	100 %
河川BOD	十ヶ川	1.8 mg/l	現状維持	現状維持
	阿久比川	2.3 mg/l	現状維持	現状維持
	神戸川	4.8 mg/l	現状維持	現状維持
	稗田川	5.5 mg/l	5.0 mg/l	5.0 mg/l
	矢勝川	9.6 mg/l	7.0 mg/l	5.0 mg/l
下水道接続率		86.3%	92.3%	95.6%

4-1 きれいな水や大気を確保する



きれいな水や大気を確保し、市民が安心して暮らせる公害のないまちとするため、事業活動等からの公害を防止するとともに、河川・海域・ため池の水質改善を図ります。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
事業活動等からの公害防止対策を徹底します	大気質・水質、騒音・振動、地盤沈下の監視	公害の未然防止のため、継続して、大気質・水質、騒音・振動、地盤沈下（地下水位）に対する監視や情報収集を行い、公表します。
	環境に配慮した事業活動の促進【再掲】	脱炭素化に向けて、現在の環境保全協定の内容を見直すとともに、協定締結事業所や環境に配慮した取り組みを行う事業者の登録増加に努めます。
	環境保全協定の締結工場等への立入調査	工場・事業所等への規制指導・監視を継続的に行うとともに、環境保全協定の締結工場に対して必要に応じた立入調査を実施し、良好な環境の保全と脱炭素化を推進します。
河川・海域・ため池の水質を改善します	河川・海域・ため池の水質調査	河川・海域・ため池等の公共用水域の水質調査を継続し、監視を行います。
	河川・ため池における自然の浄化能力の確保	河川やため池の改修等に当たっては、自然の浄化能力の確保に努めます。
	河川の汚濁源の調査と対策	水質悪化が見られる矢勝川等の河川における汚濁源の調査と把握を進めるとともに、必要な対策を講じます。
	下水道整備及び接続率の向上	下水道の整備を計画的に進めるとともに、下水道接続率の向上を図り、河川・海域・ため池の水質改善をめざします。
	合併処理浄化槽の普及促進・適正管理	下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及促進及び適正管理を啓発し、河川・水路の水質改善を図ります。
	海洋プラスチックごみの削減	水辺クリーンアップ大作戦等の地域清掃活動等により、プラスチックごみの散乱を防ぎ、削減を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関心を持ち、出来ることから行動します。 ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に取り組むとともに、適正な点検・清掃を行います。 ・河川の美化活動など地域の清掃活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に関する法規制などを遵守し、環境汚染防止に努めます。 ・悪臭防止法等を遵守し、臭気低減のための施設整備等により対策を図ります。 ・環境保全協定の締結及び充実に努め、より一層の環境保全のための取り組みを促進します。 ・環境報告書や環境会計などで、環境負荷や環境対策について可能な限り結果を公表します。 ・河川の美化活動など地域の清掃活動に協力します。



令和2年度半田市環境保全ポスターコンクール小学生の部最優秀賞
近藤杏奈さんの作品（乙川小5年）

4-2 農畜産業の環境対策を推進する



長年の課題となっている畜産施設から発生する悪臭問題や水質汚濁対策をより一層進めるとともに、環境に配慮した農業を推進します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
畜産施設から発生する臭気・水質汚濁の対策を図ります	畜産農家の臭気対策への支援	畜産からの臭気についての監視・指導を行うとともに、臭気対策に効果的な技術の導入や堆肥の運搬費等の補助により、臭気対策を推進します。
	家畜ふん尿のバイオマス利用の促進	半田市バイオマス産業都市構想に基づき、家畜ふん尿のバイオマス利用の促進を図ります。
環境に配慮した農業を進めます	ため池や水路等の地域資源の維持・修繕【再掲】	ため池の防災機能の向上に努めるとともに、ため池や農業用水路を地域の共通資源として適切に管理する体制を整備します。
	環境保全型農業の推進【再掲】	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した循環型農業を推進します。
	バイオガス発電で生じたバイオ液肥の有効活用	半田市バイオマス産業都市構想に基づき、バイオガス発電で生じたバイオ液肥を農地に還元し、利用促進を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺農家の環境保全対策に関心を持ちます。 ・環境保全型農業を積極的に進めている農家を応援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法等に基づき、臭気対策のための施設整備等により対策を図ります。 ・循環型農業への取り組みなど、環境に配慮した農業に努めます。 ・農業資材として使用するプラスチック類の排出を抑制します。 ・バイオマス産業都市構想によるバイオガス発電所から排出されるバイオ液肥について、農地で活用します。

【コラム】知っていますか？『バイオマス産業都市構想』

～半田市で、未利用バイオマスを活用した農業展開モデル事業がはじまります～

バイオマス産業都市構想とは、地域に存在するバイオマスを活用して地域循環型のエネルギーを創り、環境にやさしく災害に強いまちをめざす取り組みです。本市では平成 28 (2016) 年度に市と事業者の共同で「半田市バイオマス産業都市構想」を策定し、次の 4 つの事業化プロジェクトを推進しています。

- ①生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿などの未利用バイオマスを利用したバイオガス発電
- ②発電による排熱・排ガスを利用した植物工場（高糖度トマトなどの栽培）
- ③メタン発酵から排出される消化液の耕作地などでの液肥利用
- ④畜産ふん尿の臭気低減



バイオガス発電施設（令和 3 年 10 月から稼働予定）

市民の日常生活に伴って発生する様々な環境問題に適切に対応するとともに、半田らしい良好な景観を保全・形成することによって、市民が安心して快適に暮らすことのできる環境を確保します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
日常生活に伴う環境問題に適切に対応します	空き地等の適正管理	雑草が繁茂している空き地等については、所有者及び管理者に対し、適正な管理を行うよう促します。
	ペットのフン害対策	イエローチョーク活動等を通じて、犬・猫等ペットのフン害に対する啓発活動を行います。
	地域猫活動の推進	ルールに従った餌やりや不妊去勢手術等の地域猫活動を支援するとともに、その取り組みが地域に理解されるように啓発活動を行います。
	屋外燃焼行為に対する指導	違法な屋外燃焼行為に対して、監視及び指導を徹底します。
潤いとやすらぎを感じる良好な景観の保全・形成を図ります	半田らしい魅力のある景観形成	景観形成重点地区である半田運河周辺・亀崎・岩滑地区において、歴史的建造物や昔ながらのまち並み等に配慮した良好な景観形成を図ります。
	無電柱化による都市景観の向上	亀崎仲町通りの無電柱化により、都市景観の向上に努めます。
	自然環境に配慮した新たな公園整備【再掲】	既存の自然を活かした（仮称）南廻間池公園等を整備します。
	自然に配慮した公園の整備・管理	公園整備に当たって、自然に配慮した植栽や環境整備を行います。
	アダプトプログラム等による公共施設美化の推進	アダプトプログラムを推進し、公共施設の美化に努めます。
	ポイ捨て防止の推進	ポイ捨て防止のための啓発活動を推進し、まちの美化に努めます。
	指定保存樹等の維持管理と保護	所有者の協力を得て、指定保存樹及びその他の巨木や名木の保護を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑草を刈るなど空き地の管理に努めます。 ・ ペットの飼育マナーを守り、フンは放置しません。 ・ 地域猫活動に協力します。 ・ 近所迷惑になるような音、におい、煙等が出さないように心がけます。 ・ 住宅を建てる時は、周辺と調和したデザインとします。 ・ 河川の美化活動など地域の清掃活動に参加します。 ・ タバコやペットボトル等のごみのポイ捨ては行いません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみなどの屋外での焼却（簡易焼却炉による焼却を含む）は行いません。 ・ 事業所や店舗等では、建物の外壁、屋根、看板等が周辺景観と調和するよう配慮します。 ・ 事業所周辺の環境美化に努めます。



令和2年度半田市環境保全ポスターコンクール中学生の部最優秀賞

原田飛夢さんの作品（半田中2年）

◆現状と課題

● 多世代にわたる環境学習の充実

- ・本市では、市民向けの環境学習講座や学校への出前講座、自然観察会等の体験型学習など、市民・事業者・団体など多様な連携による環境学習を進めています。今後も市民の環境に対する意識をさらに高め、環境行動につなげていくため、子どもから大人まで多世代にわたる環境学習を多様な連携で充実していくことが必要です。
- ・本市が誇るべき山車・蔵等の歴史文化を活かしたイベントや情報発信、半田運河周辺の景観整備等により、地域の歴史的・文化的資源の保全・継承が進みつつあります。今後も多くの市民が地域の歴史や文化的価値を大切に作る心を育み、郷土や自然に愛着を持つことが望まれます。

● 市民・事業者・行政の連携による環境保全活動の推進

- ・市民意識調査によると、地域の環境保全活動に参加している市民・事業者は半数以上となっていますが、今後もさらに地域の環境への関心を高め、環境保全活動への参加を促していくことが必要です。
- ・市民・事業者・行政の連携による活動を推進するため、市民や事業者が参加しやすい、参加したくなる仕組みづくりが求められています。また、活動を支える人材の高齢化が進んでいることから、次世代の担い手の育成が必要です。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名	現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	目標値 (R12)
環境学習イベントの参加者数	1,185 人	1,500 人	1,800 人
環境保全活動に参加したことがある市民の割合	58.4 %	65.0 %	70.0 %
ホームページ（自然体験・観察会）アクセス件数	324 件	480 件	720 件

本市の環境向上と持続可能なまちを実現するため、あらゆる世代の環境意識の向上に向け、気候変動やエネルギー等の環境学習の強化を図るとともに、地域と学校、企業が連携した環境学習を進め、環境を学び行動する人を増やします。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
多様な世代の環境意識の向上に取り組めます	環境学習システムの構築	子どもを含むすべての市民や勤労者が体系的に多様な環境学習を進めていくことができるように、市民・市民活動団体・事業者等が参画した環境学習システムを構築します。
	自然観察会の開催【再掲】	市民活動団体などとの連携による自然観察会など、自然の豊かさと素晴らしさを体感できるプログラムを提供します。
	環境学習情報の発信	市民が様々な場所と機会に環境学習を進めることができるように、環境学習に関する情報の体系的な蓄積と発信を行います。
	郷土愛（シビックプライド）の醸成	ふるさと半田に対する郷土愛（シビックプライド）を醸成していくために、半田の自然と歴史文化などを体系的に紹介します。
	農業体験の実施	身近な自然や地域の産業との接点を持ち、理解を深めていくために、農家の協力を得て、農業体験の場と機会を整備します。
	地域環境情報の収集	県地球温暖化防止活動推進員・県地域環境保全委員・環境保全団体の活動報告を通じて、地域の環境情報を収集します。
学校や事業者との連携で環境学習を進めます	学校での環境学習	小中学校において、教育指導要領に沿って、持続可能な開発のための教育（ESD）及び環境学習に取り組めるように、情報提供や支援をします。
	教職員への研修	小中学校の教職員に対するSDGs、ESD、環境学習などに関する研修を支援します。
	企業連携による環境学習の推進	企業と連携して、小中学校への環境出前講座や情報提供等を行います。
	人材（環境学習指導者等）の活用	環境学習指導者の養成や人材登録と派遣等の仕組みを整備し、活用します。

◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none">・家族で環境問題について話し合うなど、関心を持つとともに、出来ることから行動します。・子どもたちに本市の環境や歴史について伝えます。・環境学習の場に積極的に参加します。・環境に関して学びを深め、環境学習指導者としての役割を果たします。・農業体験や家庭菜園を通して農業への理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員への環境学習を行い、環境意識の高揚を図ります。・市民を対象とした環境学習や施設見学会などを開催します。

【コラム】知っていますか？『企業による環境学習』

～半田市では、様々な企業が子どもたちへの環境学習を進めています～

本市には環境に高い関心を持ち、地域に貢献する企業が多く存在し、様々な形で企業による子どもたちへの環境学習が行われています。ここではその一部を紹介します。

アイシン精機(株)では、市内小学生を対象に平成18(2006)年度から「アイシン環境学習プログラム」を毎年開催しており、半田工場内のリサイクル施設「アイシンエコセンター」の見学やリサイクル体験、敷地内の「半田エコトープ」での水生生物の観察会などを開催しています。

豊田ケミカルエンジニアリング(株)では、「豊田ケミカル環境教育基金」を設置し、市内全小学校を対象に毎年3校に環境教育に関する教材などを贈呈しています。

多様な取り組みの相乗効果によって市の環境を向上していくため、各主体の協働による様々な取り組みを展開し、環境保全活動の支援と担い手の育成に取り組むとともに、環境情報を充実し、わかりやすい情報の共有を図ります。また、企業の環境マネジメントシステムの導入支援など、環境に配慮した事業活動を促進します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
各主体の協働で活動を進めます	市民の環境活動の促進	市民が気楽に参加できる環境活動のメニュー化や情報提供を行い、環境保全活動への参加を促します。
	協働型の環境活動の推進	企業やNPO等と連携した環境保全活動の仕組みを構築し、幅広く展開していきます。
	事業者による環境パートナーシップの推進	事業者が持つ技術やノウハウ、人材を地域の環境活動に活用していくために、事業者による環境パートナーシップ組織を構築します。
	アダプトプログラム等による公共施設美化の推進【再掲】	アダプトプログラムを推進し、公共施設の美化に努めます。
	祭りやイベント時における環境への配慮	祭りやイベント時において、リサイクル可能な容器の使用やごみの発生抑制、再生可能エネルギーの利用促進など、環境に配慮します。
環境保全活動を支援し、担い手を育成します	環境保全活動の担い手育成	環境リーダーの養成講座、各種情報提供、本市の環境学習の仕組みの活用等を通じて、環境保全活動の担い手を育成します。
環境情報をわかりやすく体系的に発信していきます。	環境情報システムの構築	各主体による身近な環境情報の収集を進め、体系的に蓄積するとともに、わかりやすく発信する仕組みを構築します。

施策の方向性	主な施策	内容
事業者の環境経営を推進します	環境マネジメントの推進	中小事業所に対して、ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに関する情報提供やアドバイザーの派遣等により、導入を支援します。
	環境経営推進への支援	ESG投資や環境経営に関する講習会を開催し、環境経営に対する事業者の関心を醸成します。
	指名競争入札業者選定時の優遇措置	環境に関して一定の活動に取り組んでいる事業者に対して、指名競争入札業者選定時の優遇措置を導入します。
	環境保全表彰制度の創設	積極的に環境保全の取り組みを行っている事業所及び団体を表彰・紹介する仕組みを構築します。

◆各主体が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で行われている環境保全活動に積極的に参加します。 ・行政や事業者と環境保全活動に取り組みます。 ・参加している環境保全活動について、積極的に情報発信を行います。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や市、市民活動団体と環境保全活動に取り組みます。 ・市民の活動に関心を持ち、応援・協力を努めます。 ・社会貢献やSDGsを意識した活動に積極的に取り組み、情報発信を行います。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。

第4章 半田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ～みんなで進めるゼロカーボン～

本項を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「半田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置づけ、本市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、達成に向けた取り組みを推進していきます。(温暖化対策の取り組みは、「柱1 ゼロカーボン社会 1-1 脱炭素社会へ移行する」にも記載しています)

1. 本市の温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は、平成29(2017)年度に1,213千tCO₂(うちCO₂排出量1,167千tCO₂)であり、平成24(2012)年度をピークに減少傾向にありましたが、平成29(2017)年度に再び増加しています。特に産業部門でその傾向が顕著となっています。

部門別構成は、平成29(2017)年度時点で、産業部門(50%)、業務その他部門(15%)、家庭部門(13%)、運輸部門(17%)、廃棄物部門(1%)、農業部門(4%)となっており、産業部門が半数を占めています。1人当たり総排出量は、平成29(2017)年度に10.3tCO₂/人です。

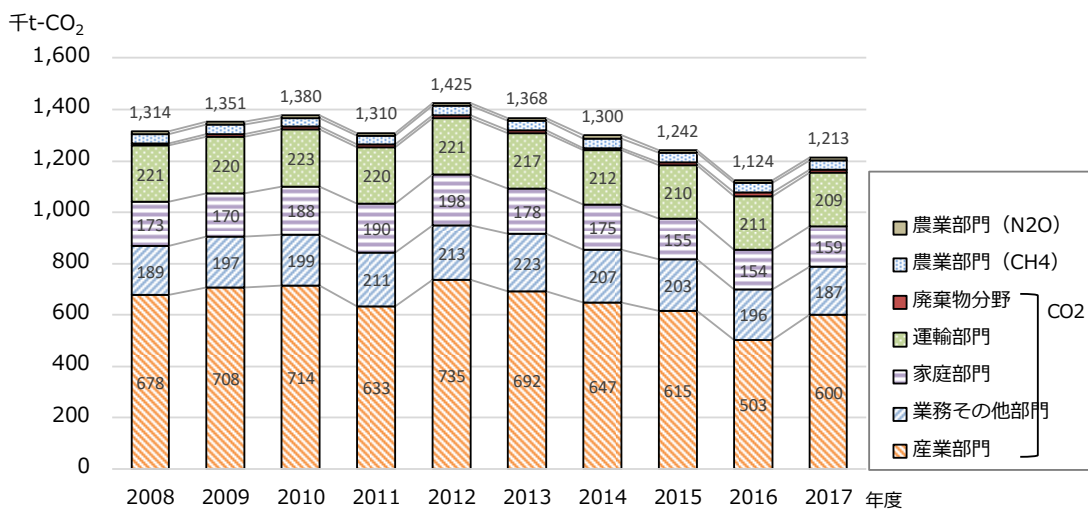


図 部門分野別 温室効果ガス排出量の推移

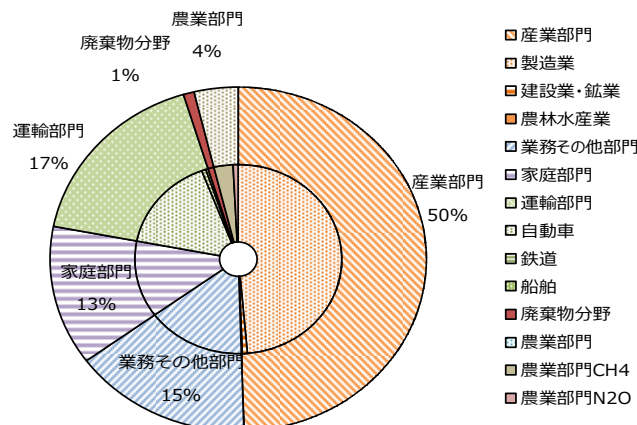


図 部門分野別 排出量の構成比 (2017年度)

2. 脱炭素化をめぐる動向

1) パリ協定

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、1986-2005年と比較した21世紀末（2081-2100年）までの世界の平均気温は、RCP2.6で0.3~1.7℃、RCP8.5で2.6~4.8℃上昇する可能性が高く、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが予測されました。

その後、平成27（2015）年に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することが掲げられました。

また、平成30（2018）年のIPCC特別報告書において、持続可能であるためには、2050年前後に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、気温変動を1.5℃以内にとどめる必要があると報告されたことを受け、実質排出量ゼロの達成をなるべく早期化する必要があるとされています。

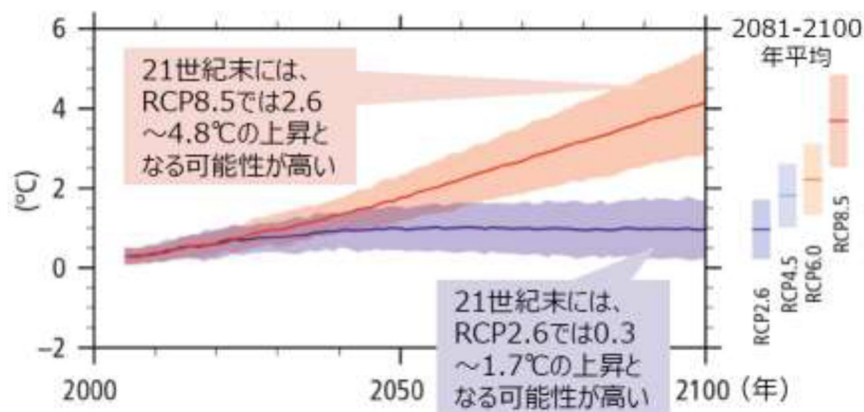


図 気温と海面水位の将来予測

資料：環境省資料（IPCC 第5次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約より環境省作成）

2) 国内における温暖化対策の加速

国は平成28（2016）年に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、令和12（2030）年度において温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比26.0%減の水準にすることを目標としました。

地球温暖化対策をさらに加速化する必要があるという認識の広がりを受け、令和元（2019）年6月に「パリ協定長期成長戦略」を定め、今世紀後半のできるだけ早期に、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現をめざすこととしています。そのために、まずは令和32（2050）年までに温室効果ガスを80%削減するとしています。

さらに、令和2（2020）年10月26日に召集された臨時国会における所信表明演説では、菅首相が温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする目標を表明するとともに、同国会において、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、「気候非常事態宣言」も決議されるなど、国内でも脱炭素化に向けた動きが加速しています。

3) 地球温暖化対策としてのごみをめぐる動向

資源循環社会を実現し、ごみを減らすことは、温室効果ガスの排出削減にもつながります。例えば、ごみに多く含まれるプラスチック製品は石油等の化石燃料由来のものであり、また容器包装プラスチックを除く廃プラスチック類の多くは焼却され、温室効果ガスを発生させています。また、家庭系可燃ごみのうち約4割は生ごみとなっています。

●プラスチックごみ問題

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が地球規模で拡大し、海洋生物に深刻な影響を与えることが問題となっています。プラスチックごみは、世界全体で年間数百万トン以上が海洋へ流出していると推計され、このままでは2050年までに海中のすべての魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

国は、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和12(2030)年までにワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制、容器包装の6割をリユース・リサイクル、バイオマスプラスチックの再生利用の倍増と約200万トンの導入等を目標に掲げています。

国際社会では、令和元(2019)年6月の「G20大阪サミット」で、令和32(2050)年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択されました。

こうした動きの中、愛知県では令和2(2020)年1月に消費者、事業者、行政が一体となって、海洋プラスチックごみの排出をなくすことをめざす「あいちプラスチックごみゼロ宣言」をとりまとめるなど、プラスチックごみゼロに向けた取り組みが始まっています。

●食品ロス問題

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が全国的に問題となっています。日本では、年間2,550万トンの食品廃棄物が排出されており、このうち食品ロスは、612万トンと試算されています(農林水産省及び環境省「2017年度推計」)。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成30(2018)年で年間約390万トン)の1.6倍に相当します。また、食品ロスを国民1人当たり換算すると、「お茶碗1杯分(約132グラム)の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。

国は平成30(2018)年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」で、「SDGs」の指標を踏まえ、家庭から由来する食品ロス量について、令和12(2030)年度時点で平成12(2000)年度比で半減させることを目標として掲げています。また、令和元(2019)年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」を施行すると同時に、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定め、啓発資材の提供、イベント等の開催をはじめとする食品ロスの削減に向けた普及啓発を推進するとしています。



3. 対象とする区域

本市全域とします。

4. 削減目標

本市では、前項で算出した温室効果ガス排出量のうち、毎年度の把握が可能なCO₂のみを対象として削減目標を設定します。

2050年のCO₂排出量実質ゼロという長期的な目標を見据えつつ、今後10年間でCO₂排出量の削減対策を着実に進めることとし、国や愛知県で掲げられている「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量26%削減」という削減目標を踏まえ、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で26%削減することを目標とします。

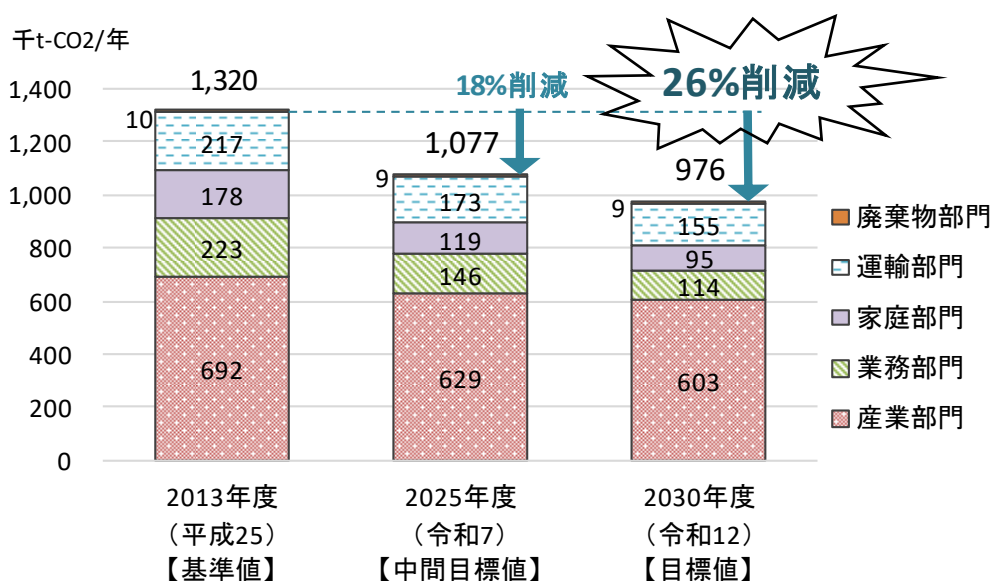


図 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標 (単位:千t-CO₂/年)

	2013年度 【基準値】	2030年度 【目標値】	削減率
総量	1,320	976	26%
うち産業部門	692	603	13%
うち業務部門	223	114	49%
うち家庭部門	178	95	47%
うち運輸部門	217	155	29%
うち廃棄物部門	10	9	15%

(参考)

国の削減率	愛知県の削減率
26.0%	26.0%
6.5%	13.5%
39.8%	49.5%
39.3%	47.1%
27.6%	28.9%
6.7%	15.1%

本市における主な部門別対策

産業・業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した事業活動の促進 ・中小事業者向け省エネ診断の受診促進 ・再生可能エネルギー調達100%化の普及啓発 ・CO₂ゼロチャレンジ企業の情報収集・発信 ・省エネに関する情報提供 ・公共施設における脱炭素化の率先行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力事業の導入 ・未利用地域バイオマスのエネルギー資源としての活用促進 ・クリーンエネルギー活用に関する情報提供
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型住宅用設備の導入 ・家庭部門CO₂排出実態把握 ・クールチョイスの推進 	
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型自動車の導入促進 ・公共交通機関の利用促進 ・エコドライブの推進 	
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・資源化の促進 ・ごみ分別の啓発・指導 ・プラスチックごみ削減の啓発 	

5. 重点的な取り組み

脱炭素化に向けて、家庭・事業所における省エネ化の取り組みを確実に一歩進めることでエネルギー需要の削減を行うとともに、CO₂排出量の少ない再生可能エネルギーを市内で最大限活用できるよう検討を進めます。また、それらの取り組みをより加速していくため、脱炭素化に向けた市内機運の醸成を図っていくとともに、市民・事業者等との協働による推進の仕組みづくりを行います。

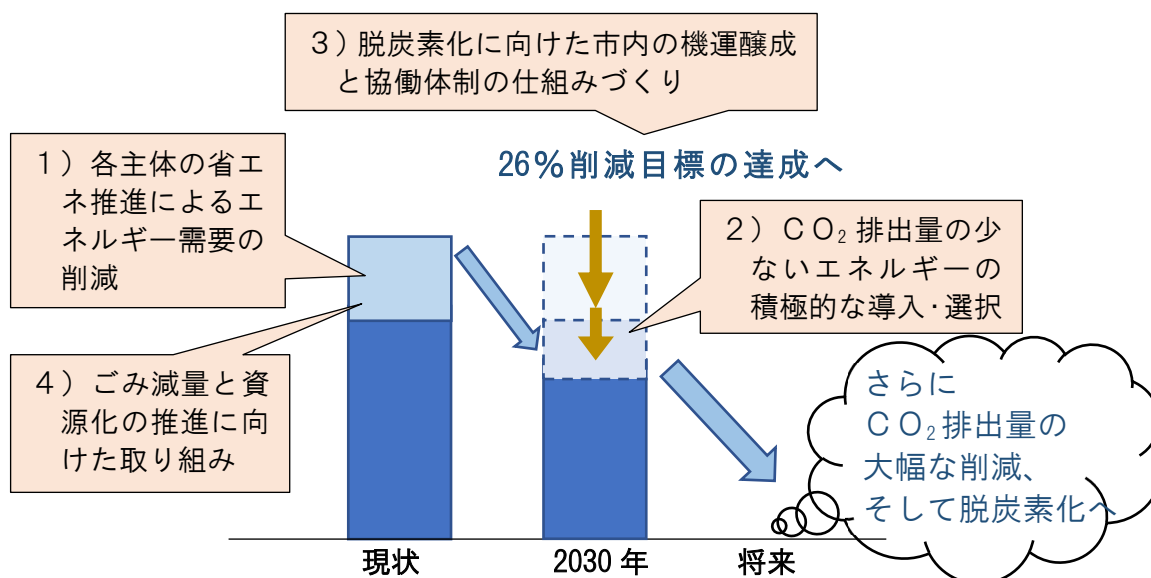


図 地球温暖化対策によるCO₂削減のイメージ

1) 各主体における省エネ推進によるエネルギー需要の削減

より一層のCO₂排出量削減に向け、様々な機会を活用してクールチョイス運動を積極的に展開します。また、環境配慮型住宅用設備の購入助成制度などを通じた住宅における省エネの推進と、それを契機とした環境に配慮した行動への転換を図ります。事業所においては、環境保全協定や省エネ診断などの仕組みを通じた普及啓発を行います。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電やHEMS等の環境配慮型住宅用設備の購入助成を行います。 ・クールチョイス運動の展開による、市民や事業者への普及啓発を行います。 ・市内事業者に、省エネの取り組みや支援などの情報を提供します。 ・環境保全協定の締結や環境に配慮した事業活動を行う事業者の拡大に取り組みます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に向けて、自分の生活スタイルを見直し、環境配慮を実践します。 ・家電や設備、車の買替え・更新時には、家計の節約にもつながる省エネ効果の高いものを選びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に向けて、自社の環境配慮行動を見直し、省資源や省エネ対策に取り組めます。 ・事業者向けの省エネ診断や節電診断を積極的に受診し、診断結果に基づく対策を行います。

2) CO₂排出量の少ないエネルギーの積極的な導入・選択

再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消に関する普及啓発を進めるとともに、家庭や事業所における導入を促進します。

再生可能エネルギーの積極的な導入に向け、地域新電力事業の設立や、未利用地域バイオマス資源の活用など、新規事業の導入可能性調査を行い、持続可能な事業としての評価と検討を行います。また、公共施設における再生可能エネルギーの調達100%化に向けた取り組みを推進します。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電やHEMS等の環境配慮型住宅用設備の購入助成を行います。 ・RE100等の再生可能エネルギーメニューに関する情報提供等を行います。 ・地域で創られた再生可能エネルギーの電力を供給する電気小売会社の設立可能性調査を行います。 ・地域の未利用バイオマスを活用した再生可能エネルギーの導入可能性調査を行います。 ・市内公共施設におけるRE100導入可能性について調査を行い、地域内で創られた再生可能エネルギーの調達を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における太陽光発電システムや太陽熱利用機器等の再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・CO₂排出量の少ない再生可能エネルギー由来の電気を購入するなど、環境配慮の視点を踏まえたエネルギーの調達について検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における太陽光発電システムや太陽熱利用機器等の再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・CO₂排出量の少ない再生可能エネルギー由来の電気を購入するなど、環境配慮の視点を踏まえたエネルギーの調達について検討します。

3) 脱炭素化に向けた市内の機運醸成と、協働体制の仕組みづくり

脱炭素化社会の実現に向け、「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンを策定するとともに、分野横断的な市内プロジェクトチームの立ち上げ、市民・事業者・行政の連携によるプロジェクトの推進など、ゼロカーボンシティに向けて全市一体で戦略的に取り組んでいきます。

家庭における温暖化対策による効果を見える化し、効果的なCO₂削減対策を進めるため、うちエコ診断やクールチョイス賛同家庭などの協力により「家庭部門CO₂排出量実態調査」を行い、家庭のエネルギー消費量を把握します。事業所については、RE100やCO₂ゼロにチャレンジする企業などを把握し、その取り組み内容について情報収集するとともに、環境配慮企業として広く発信・紹介し、企業価値の向上を図ります。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンを策定するとともに、その考え方や取り組みを広く市民に広報します。 ・家庭部門のCO₂排出量の調査方法を検討し、把握調査を行います。 ・RE100やCO₂ゼロにチャレンジする企業の情報を収集し、紹介します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンの推進に向けて、市民が果たすべき役割を認識し、取り組みを行います。 ・市が実施する家庭部門CO₂実態調査に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンの推進に向けて、事業所が果たすべき役割を認識し、取り組みを推進します。

4) ごみ減量と資源化の推進に向けた取り組み

●ごみの発生抑制に向けた取り組み

ごみの発生抑制は、ごみの発生源である市民一人ひとりがごみ減量の意識を高め、日常生活で実践することが重要です。ごみの減量をはじめ、無駄のない買い物や使い捨て製品の使用抑制等、ごみを出さない暮らしへの意識啓発を図ります。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量と資源化推進への意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働でごみ減量と資源化に取り組めます。 ・不要なものは買わない、簡易包装や詰替製品を優先的に購入するなど、ごみの発生抑制の啓発を図ります。 ・ごみと資源の分別徹底を呼びかけ、資源混入の削減を図ります。 ・生ごみの水切りや生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の活用を呼びかけ、生ごみの減量を図ります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源の分別を徹底します。 ・不要なものは買わない、簡易包装や詰替製品を優先的に購入するなど、ごみの発生抑制に取り組めます。 ・マイバッグやマイボトルを持参し、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組めます。 ・生ごみの水切りや家庭での生ごみ処理に取り組めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの発生抑制に努めます。 ・商品の簡易包装を推進します。 ・マイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋の使用を削減します。 ・繰り返し使える、または長く使える商品の開発、製造、販売に努めます。

●資源リサイクル推進に向けた取り組み

資源リサイクルの推進は、ごみの減量や環境負荷の低減に貢献します。限りある資源の有効利用を図り、資源循環社会づくりを推進します。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量と資源化推進への意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働でごみ減量と資源化に取り組みます。 ・「公共資源回収ステーション」の開設など、資源排出機会の拡大を図ります。 ・資源化対象品目を拡大し、さらなる資源化を推進します。 ・事業系ごみの適正な分別と資源化に向けた啓発を図ります。 ・市民参加による再利用可能な粗大ごみの譲渡や交換、フリーマーケットでの再使用などの取り組みを支援します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源の分別を徹底します。 ・資源の分別収集や、地域の集団資源回収に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの適正な分別と資源化を推進します。 ・店頭での自主回収や資源化に取り組みます。

●プラスチックごみ削減に向けた取り組み

プラスチックごみの削減は、地球温暖化対策としてだけでなく、海に面する本市においてはプラスチックごみによる海洋汚染の観点からも重要な課題です。使い捨てられるワンウェイプラスチックの使用抑制を進めるとともに、プラスチックごみの散乱及び海洋への流出防止など複合的な課題解決に対応していきます。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの過剰な使用の抑制と賢い利用についての啓発を図ります。 ・ワンウェイプラスチックの使用抑制や、ポイ捨て・不法投棄防止の啓発を図ります。 ・市の施設や行事において、プラスチックごみゼロに向けた取り組みを率先して実践します。 ・水辺クリーンアップ大作戦等の地域清掃活動等によりプラスチックごみの散乱を防ぎ、海洋プラスチックごみの削減を図ります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みプラスチック容器やペットボトルは正しく分別します。 ・マイバッグやマイボトルを持参し、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組みます。 ・河川の美化活動など地域の清掃活動に参加し、プラスチックごみの散乱を防ぎます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品の使用抑制と散乱防止に取り組みます。 ・ワンウェイプラスチックの削減に取り組みます。 ・河川の美化活動など地域の清掃活動に協力し、プラスチックごみの散乱を防ぎます。

●食品ロス削減に向けた取り組み

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が全国的に問題となっています。本市においても、大切な食べ物を無駄なく消費し、可燃ごみとして燃やされる食品ロスを削減する取り組みを推進します。

市	<ul style="list-style-type: none">・ 市民や事業者が食品ロス削減の取り組みを実践できるよう、食品ロスに関する様々な情報発信を行います。・ 市民や事業者と連携したフードドライブを推進します。・ 3010 運動や家庭での適切な食材管理等の普及啓発を行います。
市民	<ul style="list-style-type: none">・ 買い物や調理時の工夫により家庭での食品ロスの削減に努めます。・ 外食時には、食べられる量だけ注文します。・ 余ってしまった食品は、フードドライブを活用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 食品ロス問題への理解を深め、過剰生産の防止や生産・流通・販売過程での食品ロスの発生防止に取り組みます。・ 飲食店での食べきり・小盛メニューの提供など来店者が食べきれぬ工夫やドギーバッグの活用を検討します。・ フードバンクや子ども食堂等への余剰食品の寄付を行うなど、様々な主体と連携・協力して食品ロス削減に貢献します。

●本市のごみの現状

本市のごみ量は、長期的には減少傾向で推移しているものの、近年はほぼ横ばいで、平成30年度以降は増加に転じています。また、有価資源回収量は年々減少しています。

愛知県が実施している平成30(2018)年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、半田市の家庭系ごみの排出量は1人1日当たり577gで、県内市町村の平均517gと比較して60g多い状況です。これは県内54市町村のうち43番目と、県内でもごみ量が多い状況にあります。

また、市が毎年実施しているごみ分析調査からは、家庭系ごみの中に再生利用可能な資源が多く含まれていることがわかっています。資源分別の徹底により、ごみ減量に取り組む必要があります。

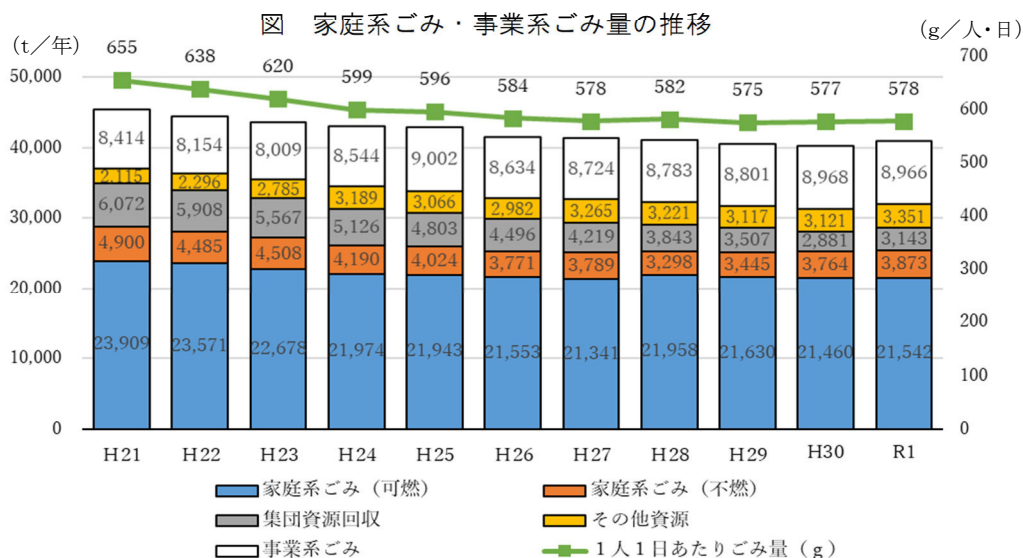
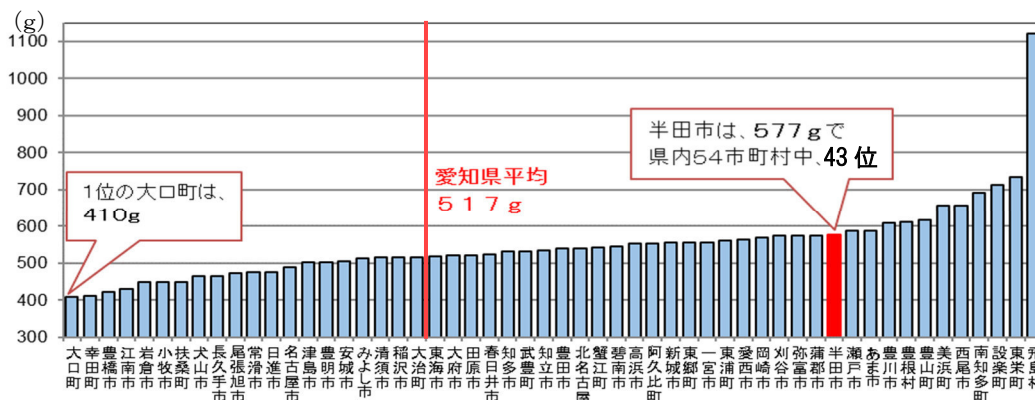


表 収集ごみに含まれる資源の混入率 (半田市ごみ分析調査より)

(単位: t)

	可燃			不燃			可燃+不燃		
	排出量	資源混入率	資源混入量	排出量	資源混入率	資源混入量	排出量	総混入率	資源混入量
H26	21,111	13.0%	2,744	2,411	38.0%	916	23,522	15.6%	3,660
H27	20,895	10.4%	2,173	2,390	46.7%	1,116	23,285	14.1%	3,289
H28	20,586	19.1%	3,932	2,250	47.7%	1,073	22,836	21.9%	5,005
H29	20,558	20.3%	4,173	2,116	74.3%	1,572	22,674	25.3%	5,745
H30	20,596	19.9%	4,099	2,044	75.1%	1,535	22,640	24.9%	5,634
R1	20,665	24.1%	4,980	1,969	74.1%	1,459	22,634	28.4%	6,439

※上記数値は、半田市が毎年実施しているごみ分析調査(サンプル調査)における資源混入率を基に、ステーションに排出されたごみ量全体に対して資源混入量を試算したものです。



資料:平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査結果

図 県内市町村1人1日あたり家庭ごみ排出量

第5章 半田市生物多様性地域戦略

～みんなで進める、学びと活動を通じた生物多様性保全～

本項を生物多様性基本法第13条に基づく「半田市生物多様性地域戦略」として位置づけ、生物多様性の保全と持続的な利用に関する取り組みを推進していきます。（本戦略の内容は、「柱3 自然共生社会」にも記載しています）

1. 本市の自然環境の現状

市内には、市域西部の丘陵地や水田等の農地と水路、愛知用水から取水されるため池群等が点在し、本市の豊かな自然と景観を形成するうえで大きな役割を果たしています。市街地内には、古くからの社寺林、雁宿公園や任坊山公園等の公園に緑が残されており、阿久比川や矢勝川、神戸川等の河川も生物にとって重要な生育・生息環境となっています。

愛知県レッドデータリストによると、市内の水辺環境に生育する湿性・水生植物など、希少な生物が生育・生息しているものと思われます。一方で、特定外来生物であるヌートリアやアライグマ、カミツキガメ、カダヤシやブルーギル、ヒガタアシ等による生態系のかく乱も見られ、本市の豊かな生態系を次世代に残していくための取り組みが必要です。

市内のため池では、団体や地域住民によるかいどり（池干し）活動とともに、魚類生態調査、外来種の調査と駆除、藻の駆除と清掃等が行われています。その他にも、日東町の干潟では、保全活動団体による清掃活動やトビハゼが生息できる環境づくりが行われるなど、地域の自然を活かした様々な活動が行われています。



半田市内の水辺マップ

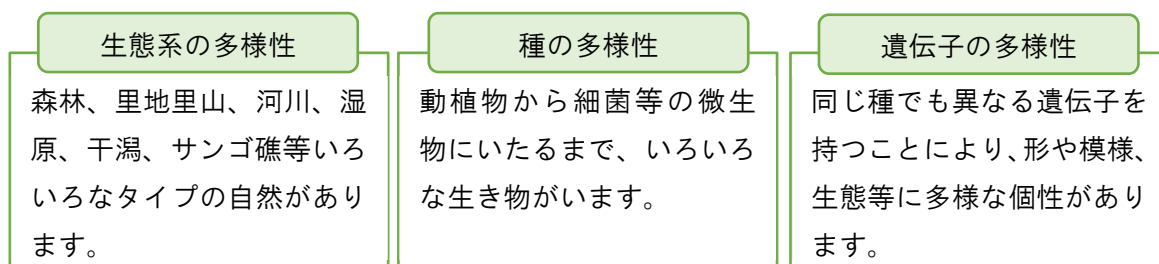
出典：半田市

2. 生物多様性とは

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接的または、間接的に支えあって生きています。

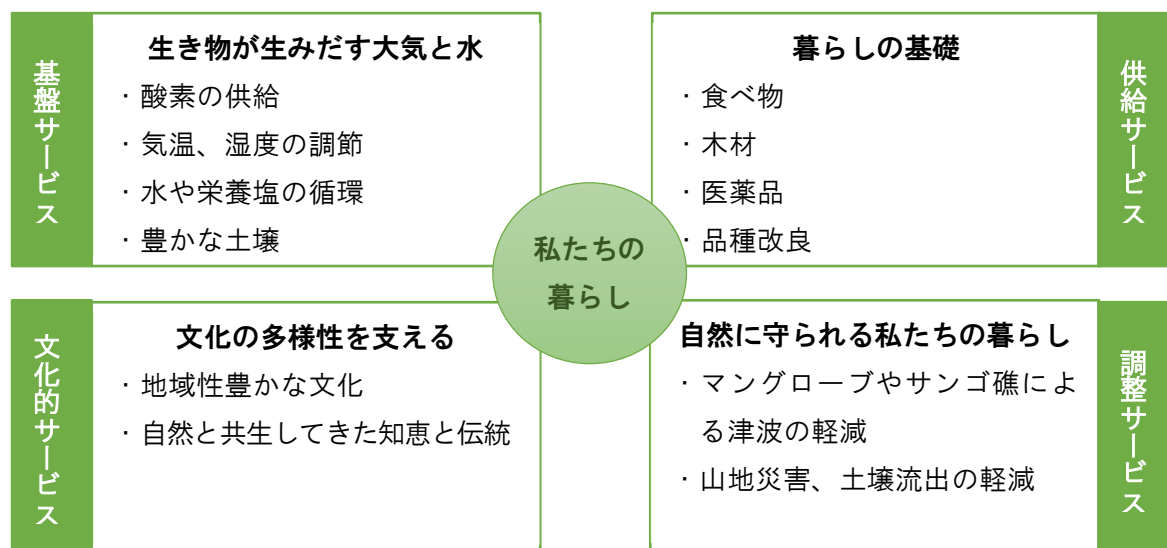
●3つのレベルの多様性

生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがあるとされています。



●生物多様性の恵み

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。



●生物多様性に迫る危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。それらは人間活動による影響が主要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生き物たちが危機に瀕しています。

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生育・生息地の減少
第2の危機	里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
第3の危機	外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
第4の危機	地球温暖化の進行や気候変動による種の絶滅や生態系の崩壊

3. 対象とする区域

本市全域とします。

4. 重点的な取り組み

●学びを通じた次世代を担う人づくり

本市の豊かな自然環境を残していくためには、次世代を担う子どもたちが、ふるさとの環境を大切に思う心を持ち、行動していくための学びの場と機会が求められます。企業、地域、学校、行政の連携をより一層深め、子どもたちへの環境学習を重点的に進めていきます。

特に、緑地や水辺、農地など地域の自然環境において、自然の豊かさと素晴らしさを体感しながら学ぶことは、環境を身近に感じ、環境を大切にする意識の向上につながるものです。水辺や緑地での自然観察会、ため池でのかいどり活動、企業が実施する学校での環境プログラムなど、これまでの取り組みを活かしながら、フィールド・対象分野・対象種・実施主体等による様々な環境学習プログラムを整理・展開し、多様な視点から子どもたちが楽しみながら生物多様性について学ぶことができるようにします。

また、小中学校における持続可能な開発のための教育(ESD)や環境学習を効果的に進めるため、教職員への研修を行います。

市	<ul style="list-style-type: none">・市民・市民活動団体・事業者等が参画した体系的で多様な環境学習システムを構築し、情報発信します。・様々な主体との連携・協力のもと、自然観察会の開催、農業体験、学校での環境学習等を実施します。・環境学習指導者の養成や人材登録と派遣等の仕組みを整備し、活用します。・小中学校の教職員に対するSDGs、ESD、環境学習等の研修を支援します。
市民	<ul style="list-style-type: none">・地域の自然に対する理解を深め、地域の公園・緑地や水辺等の身近な自然を大切にします。・家族で環境問題について話し合い、環境に関心を持つとともに、出来ることから行動します。・アダプトプログラムや自然観察会など自然とふれあえる機会に、家族等と一緒に積極的に参加します。・地元の農産物を優先的に購入し、家庭での食育に取り組みます。・子どもたちに本市の環境や歴史について伝えたり、環境に関して学びを深め、環境学習指導者としての役割を果たします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・小中学校への環境出前講座や情報提供等を行います。・市民を対象とした環境学習や施設見学会等を開催します。・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。

●市内に生息する生物などに関する情報収集・情報発信

河川やため池、海域などの水辺環境は、本市らしいふるさとの自然環境と景観が残る重要な空間であるとともに、生物の生育・生息環境としても重要な場となっています。これら河川やため池などの水域において、市民参加型の生物調査を継続的に実施し、市内に生育・生息する生物の情報を収集・蓄積するとともに、それらの情報を市のホームページなどで公表するなど情報発信し、市内の生物多様性に関する認識を深めます。

また、市民活動団体の協力のもと、市内に生育・生息する希少種などの生物調査を実施し、重点的に保全すべき生態系や種などについて把握します。

これらの取り組みやこれまで蓄積された既存情報などをもとに、市内の自然環境や生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップを作成します。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・河川やため池における水生生物調査を実施します。 ・市民活動団体の協力のもと、市内に生育・生息する希少種などの生物調査を実施します。 ・生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の実態を把握します。 ・市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップを作成します。 ・情報収集した生物情報などについて、市民に分かりやすく情報発信します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・河川やため池における水生生物調査に参加します。 ・市内に生育・生息する希少種等の生物調査に協力します。 ・市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップの作成に協力します。 ・市内に生育・生息する生物等に関心を持ち、生物多様性に関する認識を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・河川やため池における水生生物調査に従業員が参加します。 ・敷地内の緑地や水辺等に生育・生息する生物等の情報について情報提供します。 ・市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップの作成に協力します。

●多様な主体の協働による体制づくり

本市における生物多様性の保全を進めていくためには、各主体がそれぞれの立場で、生物多様性の保全を意識した行動や活動を進めていく必要があります。

さらには、河川やため池等の水域、公園・緑地、企業内緑地といった多様な市内の自然環境の特性や、学校や企業、地域等でのこれまでの活動実績からみても、行政だけでなく、企業・地域・市民活動団体・学校等の多様な主体との協働による取り組みが不可欠となっています。しかしながら、本市の生物多様性の保全について全市的に情報共有したり、体系的に検討したりできる場がないことから、環境学習システムや環境情報システムの構築等とあわせて、市内の生物多様性保全に関する情報を共有する仕組みや、保全活動を推進する体制の構築を検討します。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全に配慮したインフラや施設等の整備を行います。 ・知多半島生態系ネットワーク協議会との連携により、広域連携による生態系ネットワークの形成を図ります。 ・生物多様性に関する全市的な情報共有の仕組みや、推進体制の構築を検討します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に生育・生息する生物等に関心を持ち、生物多様性に関する認識を深めます。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動では、緑の保全や生態系への配慮に努めるとともに、環境に配慮した工法を用います。 ・事業所や工場敷地の緑化に努めます。 ・緑地や水辺の保全・維持管理など、地域の自然環境の保全に積極的に参加・協力・支援します。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。

第6章 計画の推進・進行管理

1. 計画の推進体制

環境基本計画の推進のためには、行政の取り組みだけではなく、市民・事業者との連携・協力が不可欠です。本計画に掲げた目標を実現するために、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成しながら、協働して計画を推進していきます。

1) 半田市環境審議会

半田市環境審議会条例に基づき設置するもので、学識経験者、諸団体及び事業所の代表者、関係行政機関職員等で構成します。

必要に応じて市長の諮問を受け、環境基本計画の策定や改定等における審議、環境に関する基本的または総合的な内容等の審議を行い、市長に答申します。

2) はんだ環境パートナーシップ会議

環境基本計画の総合的かつ実効的な推進を図るために、市民・事業者・学識経験者・行政等で組織する「はんだ環境パートナーシップ会議」を設置し、毎年度の計画の点検や評価、取り組み内容への提案を行います。

また、それぞれの環境に関する取り組みについて、必要に応じて、市民や事業者と行政との協働の仕組みを構築し、取り組みの推進を図ります。

3) 庁内組織

環境に関する取り組みは多様な分野との連携が必要なことから、庁内会議等を通して全庁的な連携を図りながら、計画を推進していきます。

4) 広域連携

広域的な取り組みが必要とされる課題については、国や愛知県と連携するとともに、近隣の自治体と共通する課題については連携を進めます。

2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、計画(PLAN)⇒実施(DO)⇒点検・評価(CHECK)⇒見直し(ACTION)のP D C Aサイクルに基づき、進行管理を行います。

1) 計画の点検・評価

毎年度、環境の現況を把握するとともに、本計画に基づく具体的な施策・事業等の実施状況及び進捗指標である目標値の達成状況等を点検・評価します。

また、上記の点検・評価した結果について、市ホームページ等において公表します。

2) 点検・評価結果を受けての計画の見直し

毎年度の点検・評価結果をもとに、必要に応じて、本計画に基づく実施計画について改善や見直しを行います。

また、計画策定後5年を目途に、環境基本計画の中間見直しを行います。

参考資料

1. 半田市環境保全条例

平成十九年三月三十日
条例第五号

半田市公害防止条例（昭和四十九年半田市条例第六十一号）の全部を改正する。

目次

前文
第一章 総則
第一節 目的、基本理念等（第一条—第三条）
第二節 市、事業者及び市民の責務（第四条—第六条）
第二章 生活環境の保全等の措置
第一節 基本的な措置（第七条—第十七条）
第二節 工場等に関する規制（第十八条—第二十九条）
第三節 地下水の採取に関する届出（第三十条—第三十二条）
第四節 制限等（第三十三条—第四十一条）
第三章 雑則（第四十二条—第四十四条）
第四章 罰則（第四十五条—第五十三条）
附則

私たちのまち半田は、南吉童話にも描かれた美しい里山や海、川に代表される豊かな自然を背景に固有の文化と歴史を育んできた。しかしながら、私たちの暮らしが豊かになった反面、私たちは限りある資源を大量に消費し、大量の廃棄物を排出することとなった。その結果、豊かであった身近な自然は失われつつあり、地球規模での環境への影響が危惧されている。私たちは、先人が守り育ててきた豊かな自然と文化を生かしつつ、思いやりをもって、安全で美しく快適なまちに育て、次の世代に引き継ぐためこの条例を制定する。

第一章 総則

第一節 目的、基本理念等

（目的）

第一条 この条例は、生活環境及び地球環境の保全並びに循環型社会の形成（以下「生活環境の保全等」という。）についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全等に関し必要な事項を定め、これに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市における現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 生活環境の保全 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）が維持・形成されることをいう。
- 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 循環型社会 製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘探のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境が阻害されることをいう。
- ばい煙
 - 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
 - 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - 物の燃焼、合成分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質で人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げる物質を除く。）で規則で定めるものをいう。
- ばい煙発生施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 汚水排出施設 汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
- 排水 汚水排出施設又は水質届出施設を設置する工場等から河川、港湾、池沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、かんがい水路その他公共用に供される水路に排出される水をいう。
- 騒音発生施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 振動発生施設 工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備であって規則で定めるものをいう。
- 公共の場所 海岸、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入する屋外の場所をいう。
- 枯草等 繁茂した雑草や密集した枯草が放置され、火災や犯罪発生の原因となるおそれがあるものをいう。

（基本理念）

第三条 生活環境の保全等は、市民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものであつて、何人も良好な生活環境を阻害してはならない。

- 生活環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 生活環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築をめざし、生活環境の保全上の支障を未然に防止す

るよう行われなければならない。

- 4 生活環境の保全等は、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるものであつて、生活環境の保全等に関する施策は、市、事業者及び市民の協働のもとに推進されなければならない。
- 5 生活環境の保全等は、地域の特性を活かし国際協力の見地からも積極的に推進されなければならない。

第二節 市、事業者及び市民の責務

(市の責務)

第四条 市は、生活環境の保全等に関し総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民に対して環境の状況その他の生活環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるとともに、生活環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、市、事業者及び市民の協働による生活環境の保全等に関する活動を促進するための支援等を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、自らの責任と負担によって自らの活動によって生じる公害を防止するとともに環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任と負担において万全の措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、生活環境の保全等に自ら努めなければならない。
- 3 事業者は、市長が定めるばい煙発生施設、汚水排出施設、騒音発生施設及び振動発生施設に関する規制基準を遵守しなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。
- 5 事業者は、その管理に係る公害の発生源を常に点検整備するとともに公害の防止に関する管理体制を確立しなければならない。
- 6 事業者は、事業活動に伴って生じた燃えながら、汚い、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他の廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 7 事業者は、その有する敷地内において緑化を促進し、環境の美化に努めなければならない。

(市民の責務)

第六条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、生活環境の保全等に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第二章 生活環境の保全等の措置

第一節 基本的な措置

(環境基本計画)

第七条 市長は、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生活環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生活環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、半田市環境審議会条例（昭和四十八年半田市条例第四十三号）に基づき設置する半田市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査の実施及び公表)

第八条 市長は、公害の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともに、その実施に努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により明らかになった公害の状況等を公表するものとする。

3 市長は、公害に係る被害を受けている者又は受けるおそれのある者から当該公害の状況及び原因について、調査の申し出があつた場合は、速やかに当該公害の状況及び原因について調査するとともに、その結果等を当該申出者に通知するものとする。

(苦情の処理)

第九条 市長は、公害に関する苦情について、関係機関と協力して迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

(協定等の締結)

第十条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者と協議し、公害の防止及び生活環境の保全等に関し必要な事項を内容とする協定等を締結するように努めなければならない。

2 事業者は、市長から協定等の締結の協議の申し出を受けた場合は、誠意をもってこれに応じなければならない。

3 事業者は、第一項に定める協定等が締結された場合は、誠実にこれを遵守しなければならない。

(生活環境の保全等のための助成及び支援等)

第十一条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るために必要な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、生活環境の保全等に関する事業者及び市民の自主的な活動の支援に努めるものとする。

3 市は、生活環境の保全等に関し顕著な功績があつたものを顕彰することができる。

(自然環境の保全及び創造)

第十二条 市、事業者及び市民は、生活環境の保全に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めるものとする。

(知識の普及)

第十三条 市は、生活環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、生活環境の保全に関する意識の高揚に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第十四条 市、事業者及び市民は、生活環境の保全等への理解を深め、地域や地球環境との望ましい関係を構築するための学習（以下「環境学習」という。）を自ら進んで行うとともに、他の者が行う環境学習に協力するよう努めるものとする。

2 市は、環境学習の機会の確保、広報活動の充実その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境保全のための施策等の推進)

第十五条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効利用、建築物等の緑化その他の地球環境保全のための措置に取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、地球環境保全のため、電気、燃料等の効率的な使用、製品の長期使用、再生品の使用、地域における環境保全活動への積極的な参加等環境にやさしい暮らしの実践に努めるものとする。

(環境物品等の調達等の推進)

第十六条 市は、物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。）の調達に努めるものとする。

(広域行政の促進)

第十七条 市長は、国、他の地方公共団体等と連携を密にして、広域的な環境行政を促進するよう努めなければならない。

第二節 工場等に関する規制

(規制基準)

第十八条 市長は、ばい煙、排水、騒音又は振動による公害を防止するため、規則で規制に関する基準（以下「規制基準」という。）を定めることができる。

2 市長は、前項の規制基準を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(ばい煙発生施設等の設置の届出)

第十九条 ばい煙発生施設又は汚水排出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより次に掲げる事項を設置工事を開始する日の六十日前までに市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 工場等の名称及び所在地
- 三 ばい煙及び汚水（以下「汚染物質等」という。）の排出又は発生に係る施設の種類
- 四 汚染物質等の排出又は発生に係る施設の構造、使用の方法及び管理の方法
- 五 汚染物質等の量及び処理の方法
- 六 その他規則で定める事項

(経過措置)

第二十条 一の施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった日から三十日以内に規則で定めるところにより前条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出)

第二十一条 前二条の規定により届出をした者（以下「ばい煙発生施設等届出者」という。）は、その届出に係る第十九条第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、変更する日の六十日前までに規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第二十二条 ばい煙発生施設等届出者は、その届出に係る第十九条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設又は汚水排出施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第二十三条 ばい煙発生施設等届出者からその届出に係るばい煙発生施設又は汚水排出施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 ばい煙発生施設等届出者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定によりばい煙発生施設等届出者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第二十四条 市長は、第十九条又は第二十一条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の設置又は施設の変更により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その届出をした日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の構造又は使用の方法、汚染物質等の処理若しくは防止の方法に関する計画の変更を勧告し、又は命ずることができる。

(改善勧告又は命令)

第二十五条 市長は、ばい煙、排水、騒音又は振動の発生施設を設置している者が第十八条の規定による規制基準に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その者に対し期限を定めて当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設における汚染物質等の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法その他必要な措置をとるべきことを勧告若しくは命令し、又は当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。ただし、騒音発生施設又は振動発生施設については、防止の方法の改善又は使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(改善措置の報告等)

第二十六条 前条の規定による命令等を受けた者が、その措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(事故時の措置)

第二十七条 ばい煙発生施設又は汚水排出施設から排出される汚染物質等のうち規則で定めるもの（以下「指定物質」という。）を排出する者は、当該指定物質の排出に係る施設について故障、破損その他の事故が発生したことにより指定物質が多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるほか、その事故の状況並びにその事故についての応急の措置の内容及び復旧工事に関する計画を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該指定物質を排出する者に対し、その施設の使用の一時停止等緊急措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙量等及び排水の汚染状態の測定等)

第二十八条 ばい煙排出者又は排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(ばい煙届出施設等の届出)

第二十九条 ばい煙を著しく発生し、若しくは排出する施設（ばい煙発生施設を除く。）であつて、規則で定める施設（以下「ばい煙届出施設」という。）又は汚水若しくは廃液を著しく排出する施設（汚水排出施設を除く。）であつて規則で定める施設（以下「水質届出施設」という。）を設置しようとする者又は設置している者は、規則で定めるところにより次の事項を市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場等の名称及び所在地
- 三 ばい煙届出施設又は水質届出施設の種類
- 四 ばい煙届出施設又は水質届出施設の構造
- 五 ばい煙届出施設又は水質届出施設の使用の方法
- 六 ばい煙届出施設にあっては、ばい煙の処理の方法、水質届出施設にあっては、その水質届出施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 七 水質届出施設にあっては、排水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者は、ばい煙届出施設若しくは水質届出施設に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたとき、その届出に係る施設の使用を廃止したとき、又はばい煙届出施設にあってはその届出に係る同項第四号から第六号までに掲げる事項、水

質届出施設にあってはその届出に係る同項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

第三節 地下水の採取に関する届出

(届出)

第三十条 揚水設備により地下水を採取しようとする者(以下「採取者」という。)は、当該揚水設備ごとに規則で定めるところにより次に掲げる事項を工事を開始する日の三十日前までに市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- 二 揚水設備の設置場所
- 三 ストレーナーの位置
- 四 揚水機の原動機の定格出力
- 五 揚水機の吐出口の断面積
- 六 その他市長が必要と認める事項

(揚水量の報告)

第三十一条 採取者は、規則で定めるところにより揚水量を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第三十二条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するために特に必要があると認めるときは、当該採取者に対し期限を定めて地下水の採取を制限すべきことを勧告することができる。

第四節 制限等

(屋外燃焼行為の禁止)

第三十三条 何人もゴム、皮革、合成樹脂その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であって規則で定めるものを屋外において焼却炉を用いないで多量に燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の習慣上やむを得ず燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合は、この限りでない。

(自動車の適正な使用)

第三十四条 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条で規定する自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)の所有者又は使用者は、当該自動車の効率的な利用に努めるとともに、公共交通機関の利用等により自動車の走行量の抑制に努めなければならない。

2 自動車の所有者及び使用者は、当該自動車の運行に伴い発生する排出ガス及び騒音の低減を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 排出ガス減少のための有効な整備を行うこと。
- 二 不必要な排出ガスを排出又は騒音を発生させないよう適正な運転をすること。
- 三 不必要な改造をせず適正な整備をすること。
- 四 駐車又は停車するとき当該自動車の原動機を停止すること。ただし、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三十九条第一項に規定する緊急自動車を当該緊急業務に使用している場合その他規則で定める場合を除く。

(低公害車等の使用等)

第三十五条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、環境への負荷がより少ない自動車で規則で定めるものを購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(近隣の静穏保持)

第三十六条 何人も、生活環境の保全上、静穏を必要とする場所において、音響機器音、楽器音、放歌、花火の爆発音等によりみだりに近隣の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜の騒音を発生させる行為の制限)

第三十七条 何人も、公共の場所のうち特に深夜の静穏保持が必要な場所として規則で定める場所(以下「禁止場所」という。)において、深夜(午後十一時から翌日の午前六時までの時間をいう。)に騒音を発生させる行為として規則で定める行為(以下「禁止行為」という。)をしてはならない。ただし、法令による許認可を受けたとき又は市長が特に支障がないと認めるときはこの限りでない。

2 市長は、前項の禁止場所及び禁止行為を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(枯草等の除去)

第三十八条 半田市内に土地を所有、占有又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地の枯草等を除去するように努めなければならない。

(空き缶等ごみ散乱防止)

第三十九条 何人も、空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物(以下「空き缶等」という。)を公共の場所及び他人の土地、建物等にみだりに捨てるなどし、これを散乱させてはならない。

2 自動販売機により容器入り飲料を販売する者は、当該容器入り飲料を販売する場所に空き容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

3 土地所有者等は、空き缶等を捨てられないようにするために、その占有し、又は管理する場所の適切な管理に努めなければならない。

(飼犬等のふん害防止)

第四十条 犬等愛玩動物(以下「飼犬等」という。)を飼養管理している者は、飼養管理している飼犬等のふんを公共の場所及び他人の土地、建物等に放置してはならない。

(勧告及び命令)

第四十一条 市長は、第三十三条、第三十四条第二項、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条から前条までの規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該違反行為をする者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三章 雑則

(報告又は調査)

第四十二条 市長は、この条例の施行に必要な限度において工場等を設置している者に対し、施設の状況、汚染物質等の処理の方法その他必要な事項に関し、報告を求め、又は市の職員に工場等に立ち入らせ必要な書類、施設その他の物件又は汚染物質の排出若しくは地下水の採取の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反者の公表)

第四十三条 市長は、この条例に違反して著しく公害を発生させている者があると認めるときは、その者の氏名又は名称及び違反の状況を

公表するものとする。

(規則への委任)

第四十四条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

第四十五条 第二十五条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十四条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第二十七条第一項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第三十九条第二項の規定に違反し、第四十一条第二項の規定による命令に従わない者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第三十九条第一項又は第四十条の規定に違反し、第四十一条第二項の規定による命令に従わない者は、二万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第十九条又は第二十条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十一条、第二十二条、第二十三条又は第三十条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、科料に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例(昭和三十九年半田市条例第十二号)

二 半田市枯草等の除去に関する条例(昭和三十九年半田市条例第十三号)

三 半田市空き缶等ごみ散乱及びふん害防止条例(平成八年半田市条例第八号)

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の半田市公害防止条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によりされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(半田市放置自転車等防止条例の一部改正)

5 半田市放置自転車等防止条例(昭和三十九年半田市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例(昭和三十九年半田市条例第十二号)第五条第一項の規定に基づき、」を削る。

(半田市みどりのまちづくり条例の一部改正)

6 半田市みどりのまちづくり条例(昭和三十九年半田市条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例(昭和三十九年半田市条例第十二号)の本旨を達成するため、」を削る。

2. 半田市環境審議会委員名簿

所属等	氏名
半田市医師会会長	◎竹内 一浩
半田市医師会理事	中條 武秀
知多薬剤師会副会長	○稻熊 直樹
知多薬剤師会会長補佐	相羽 保寿
日本福祉大学国際福祉開発学部教授	千頭 聡
環境カウンセラー (名古屋市環境科学調査センター)	榊原 靖
半田商工会議所 女性会顧問	榊原 有子
半田市区長連絡協議会理事(亀崎6区長)	船橋 正巳
半田女性活動連絡協議会副会長	山本 美津穂
愛知県知多県民事務所 環境保全課長	川邊 真
半田市副市長	堀寄 敬雄

◎会長 ○副会長

(敬称略、順不同)

3. 半田市環境基本計画策定委員会委員名簿

所属等	氏名	区分
日本福祉大学国際福祉開発学部教授	◎千頭 聡	学識経験者
半田市小中学校長会(板山小学校長)	藤田 純代	教育関係者
中部電力パワーグリッド株式会社 半田営業所長	木下 裕義	産業関係者
東邦ガス株式会社半田営業所長	田島 晋矢 入谷 賢	
サミット半田パワー株式会社 代表取締役	大場 渉	
半田商工会議所事務局長	○森 啓貴	各種団体 代表者
半田青年会議所理事長	加藤 大将	
半田市区長連絡協議会理事(亀崎4区長)	梶川 幸夫	
環境保全団体(矢勝川の彼岸花を守る会)	野口 恒雄	
名古屋市環境科学調査センター研究員	榊原 靖	市民代表
愛知県地球温暖化防止活動推進員	安達 典孝	
愛知県知多県民事務所 環境保全課	澤田 和孝	行政
半田市市民経済部長	滝本 均	行政

◎委員長 ○副委員長

(敬称略、順不同)

4. 半田市環境基本計画策定作業部会委員名簿

所属等	氏名
企画部企画課長	大木 康敬
企画部市民協働課長	長谷川 信和
市民経済部経済課長	出口 久浩
市民経済部クリーンセンター所長	○加藤 明弘
企画部市民協働課主幹	藤井 寿芳
企画部企画課主査	内田 敦士
市民経済部経済課主査	榊原 隆
市民経済部クリーンセンター副主幹	毛利 悦子
建設部土木課副主幹	内田 尚良
建設部都市計画課主査	林 純一
市民経済部環境課長	◎大嶽 浩幸

◎部会長 ○副部会長

(敬称略、順不同)

5. 計画策定の経過

日程	会議体等	内 容
令和元年 (2019)	7月	半田市の環境に関する意識調査（市民、事業者、小・中学生）
令和2年 (2020)	7月	半田市環境審議会【諮問】
		第1回環境基本計画策定委員会 ・半田市環境基本計画策定方針について ・計画の基本的事項について ・市の環境の現状と課題 ・計画の目標等について ・温室効果ガス排出量の現状 ・半田市環境審議会からの意見について
	8月	第1回環境基本計画策定作業部会
	9月	第2回環境基本計画策定作業部会
	10月	第2回環境基本計画策定委員会 ・半田市環境基本計画骨子案について 第3回環境基本計画策定作業部会
	11月	第4回環境基本計画策定作業部会 第3回環境基本計画策定委員会 ・半田市環境基本計画案について
12月	第5回環境基本計画策定作業部会	
令和3年 (2021)	1～2月	第2次環境基本計画（案）のパブリックコメント
	2月	第6回環境基本計画策定作業部会
	3月	第4回環境基本計画策定委員会 ・パブリックコメントの意見への対応について ・半田市環境基本計画（最終案）について 第2回環境審議会【答申】 第2次半田市環境基本計画策定

6. 用語説明

用語	説明	頁
＝数字・アルファベット＝		
3010（サンマルイチマル）運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するもの。	23, 51
CO ₂ 排出量実質ゼロ	CO ₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。	1, 2, 10 46
HEMS（ヘムス）	Home Energy Management System の称。家庭のエネルギー管理システムのこと。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待される。制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御がある。	17, 18 48
ISO14001	環境マネジメントシステムの構築及びそれに伴う環境パフォーマンスの改善を継続的に進めていくための「国際規格」。ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）が定めた。ISO とは、世界 162 カ国（平成 30 年 12 月現在）の「国内標準」を定める組織の連合体のこと。	42
RCP	Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略で、政策的な緩和策を前提として、2100 年の CO ₂ 濃度の水準に応じて RCP8.5、RCP6.0、RCP4.5、RCP2.6 の 4 つのシナリオがある。RCP に続く数値が大きいほど、2100 年における放射強制力（温暖化を引き起こす効果）が大きい。RCP2.6 は、可能な限りの温暖化対策を施した場合の（最も温暖化を抑えた）シナリオで、RCP8.5 シナリオは、CO ₂ 排出削減などの温暖化対策を今以上に施さなかった場合の（最も温暖化が進む）シナリオ。	44
RE100	企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことをめざす国際的なイニシアティブで、世界や日本の企業が参加している。	18, 19 48, 49
SDGs（エスディージーズ）	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことで、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことをめざして、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した 169 のターゲットからなる。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載。	1, 2, 10 11, 15 39, 42 45, 55
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。	7
ZEH（ゼッチ）	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称。年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより収支ゼロをめざす。	17, 18

用語	説明	頁
＝あ行＝		
アダプトプログラム	ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、海岸など一定の公共の場所の定期的な清掃活動などを行ない、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度で、アダプトとは英語で「養子縁組する」を意味する。	8, 27 36, 41 55
エコアクション21	1996年9月のISO14001の発行に合わせて環境庁（当時）から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。内容としては環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなる。	42
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。関係する様々な機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。	19, 47
温室効果ガス	地表を暖める働きがあるガスのこと。大気中の二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などが挙げられ、太陽からの熱を地球に封じ込めてしまう。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素と、メタン、一酸化二窒素のほか、HFC類、PFC類、SF6が削減対象の温室効果ガスと定められた。	16, 17 20, 43 44, 45 46
＝か行＝		
合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。	5, 32 33
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。	29, 31 34
環境保全協定	環境問題や社会の意識変化に対応するため、事業所の責務と役割を明確にするとともに、事業活動に伴う環境負荷低減を図ることを目的に、市内の事業所と締結している協定。協定では、事業所ごとに、法令で定められた環境に関する基準よりもさらに厳しい自社基準や協定基準、基準を守るための計画を定め、また地球温暖化対策や廃棄物対策等を実施することなど、環境に配慮した事業活動を行うことが明記されている。	5, 18 20, 32 33, 48
環境マネジメントシステム（EMS）	「環境管理」又は「環境マネジメント」のための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。環境管理とは、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。	41, 42
気候変動	現在、世界各地で様々な気候変動が見られている。世界の平均気温は上昇傾向にあり、さらには、降水の多い地域と少ない地域の差の拡大や、海面水位と海面水温の上昇が問題視されている。日本においても近年は猛暑日の日数が増加傾向にある上に、大雨となる日数も増加している。	1, 2, 10 14, 17 21, 39 54
クールチョイス	2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのこと。	16, 18 47, 48 49

用語	説明	頁
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け、光化学反応を起こして作り出される物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。	31
＝さ行＝		
再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーなど。	2, 13, 16 17, 18 19, 20 41, 47 48
持続可能な開発のための教育 (ESD)	環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題を自らの問題として捉え、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。そして、それにより持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。	39, 55
省エネ診断	省エネの専門家が、工場・事務所・店舗・病院・福祉施設・学校・ホテルなどを個別に訪問して、エネルギーの無駄遣いや省エネのヒントを見つけること。コスト削減につながるような設備機器の使い方や、設備の更新、活用できる補助金などについても提案を行う。	18
消化液	生ごみ等や家畜ふん尿を原料としてメタン発酵するバイオガス発電において、バイオガスを取り出した後に残る液体のこと。窒素等の有用成分を含むことから肥料としての利用が可能である。	35
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食べ物のこと。家庭では、食べ残しや、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄などが主な原因。日本では平成29年度に、約612万トンの食品ロス（事業者から約328万トン、家庭から約284万トン）が発生したと推計されており、可燃ごみとして燃やすことによるCO ₂ 排出等の環境負荷も問題となっている。	1, 10, 22 23, 24 45, 51
生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。地球上では3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれており、これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。	3, 9, 13 26, 29 53, 54 55, 56 57
ゼロエミッション	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることを指す。	24
ゼロカーボンシティ	2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体のこと。	1, 2, 9 10, 11 12, 14 17, 18 49
＝た行＝		
ダイオキシン類	塩素を含む有機化学物質。物を燃やす時に発生しやすく、毒性が強いことから、環境への汚染と人体への影響が大きな問題となっている。通常は無色無臭の固体で、水にはほとんど溶けないが脂肪に溶けやすく、粒子などに付着しやすい性質がある。3種類のダイオキシン類がある。	31

用語	説明	頁
脱炭素	温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロを達成しようという考え方。	1, 2, 9 10, 11 12, 13 14, 16 18, 19 32, 43 44, 47 48
地域循環共生圏	環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。各地域が保持している地域資源を活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより実現できる。地域での SDGs の実践（ローカル SDGs）をめざすものでもある。	1
地域新電力	地方自治体の戦略的な参画・関与の下で地域内の電力を最大限に生かして小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のこと。	19, 47 48
地産地消	その地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することを通じて、消費者と生産者が互いの距離を縮めようとする取り組みのこと。	2, 16, 17 18, 19 30, 48
適応策	気候変化に対して、緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく取り組み。気候変動に対して緩和策と適応策の2つの取り組みが必要である。	21
特定外来生物	生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。	7, 29, 30 53
＝な行＝		
ノン・ステート・アクター	非国家主体。国家から独立した、影響力を持つ個人やグループのことで、企業、自治体、NGOなどが該当する。	2
＝は行＝		
バイオガス	微生物の力（メタン発酵）を使ってえさ（生ごみ（食べ残しなど）、紙ごみ、家畜ふん尿など）から発生するガスのこと。ガスには「メタン」という燃えやすい気体が含まれており、発電に利用することが出来る。	5, 17, 22 23, 34 35
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものこと。バイオマスは、その賦存状態により、①廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、食品廃棄物等）、②未利用バイオマス（稲わら等）、③資源作物（さとうきび、とうもろこし等）に分類される。	2, 6, 11 12, 16 17, 19 23, 24 34, 35 45, 47 48
バイオマス産業都市構想	地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりをめざす地域。	5, 6, 19 22, 23 34, 35

用語	説明	頁
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路といった、防災関係施設などの位置を表示した地図。	21
パリ協定	2015年の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。途上国を含むすべての加盟国が参加し、産業革命前からの気温上昇を2度より十分に低く抑える目標を掲げ、さらに1.5度以内に抑える努力をとしている。自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。	1, 2, 44
フードドライブ、フードバンク	安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を抱える企業などから寄贈を受け、施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。近年、「食品ロス」や「貧困問題」が注目されるようになり、各地でフードバンク活動が普及しつつある。	16, 23 24, 51
浮遊粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している2.5 μ m（1 μ mは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のこと。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	5, 31
＝ま行＝		
緑のカーテン	CO ₂ 削減と夏の節電対策として、ゴーヤやアサガオなどの植物を育てて作るカーテンのこと。	6, 19, 27
＝ら行＝		
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。	53

第2次半田市環境基本計画
令和3年3月発行

半田市市民経済部環境課
〒475-8666
半田市東洋町二丁目1番地
TEL 0569-84-0627

<http://www.city.handa.aichi.jp/kankyou/>

第2次半田市環境基本計画

令和3(2021)年3月発行

半田市市民経済部環境課

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0627

URL <http://www.city.handa.lg.jp>

